

第4次上富田町総合計画 基本計画

平成23年3月
上富田町

目次

第1章	しあわせなまちづくり	～健康で文化的な生活が営めるまちづくり～	1
第1節	地域福祉の推進		3
第2節	社会福祉の推進		7
第3節	児童福祉と子育て支援の推進		13
第4節	保健・医療の充実		17
第5節	環境保全の推進		20
第2章	教育と文化のまちづくり	～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～	23
第1節	生涯学習の推進		25
第2節	幼児・学校教育の推進		28
第3節	人権意識の高揚と男女共同参画の推進		32
第4節	青少年の健全な育成		34
第5節	文化芸術の振興		37
第6節	生涯スポーツの振興		39
第3章	魅力あるまちづくり	～安全・安心して暮らすことができるまちづくり～	43
第1節	安全・安心な暮らしの確保		45
第2節	適正な土地利用の推進		52
第3節	生活基盤の整備		56
第4節	農林業の振興		63
第5節	商工業・観光(交流)の振興		68
第6節	定住の促進		72
第7節	効率的な行財政の展開と町民との協働		76
第8節	広域行政の推進		80

第1章 しあわせなまちづくり

～健康で文化的な生活が営めるまちづくり～

第1節 地域福祉の推進

第2節 社会福祉の推進

第3節 児童福祉と子育て支援の推進

第4節 保健・医療の充実

第5節 環境保全の推進

第1節 地域福祉の推進

【現況と課題】

少子高齢社会が、益々加速しています。地域では、高齢者の一人暮らし世帯が増加し、行政が行う従来の福祉施策だけでは解決できない生活課題を地域の課題として抱えることとなってきました。

しかも、このような急激な社会構造の変化によって、これまで地域課題の解決を支えてきた地域コミュニティが崩壊しつつあります。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、地域と行政が互いに連携協力し、そして、協働しながら住みよいまちをつくることが、緊急の課題となっています。

【基本方針】

地域課題解決には、まず地域の生活課題を見出す必要があります。第3次上富田町総合計画の方針に基づき策定した上富田町地域福祉計画では、住民アンケート調査や地区懇談会から、地域の課題を抽出し、それを「自助・共助・公助・協働」に役割分担を明確にし、地域別、さらに短期・中期・長期に分けて実施目標を設定しています。

かつて経験したことのない少子高齢化社会に、どう対応していくか、この第4次上富田町総合計画では、急激に変貌する時代に対処するための新しい福祉の形として、「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる」仕組みづくりを行うこと、そして、それを維持させていくことを目的とした「地域福祉」を町民とともに推進します。

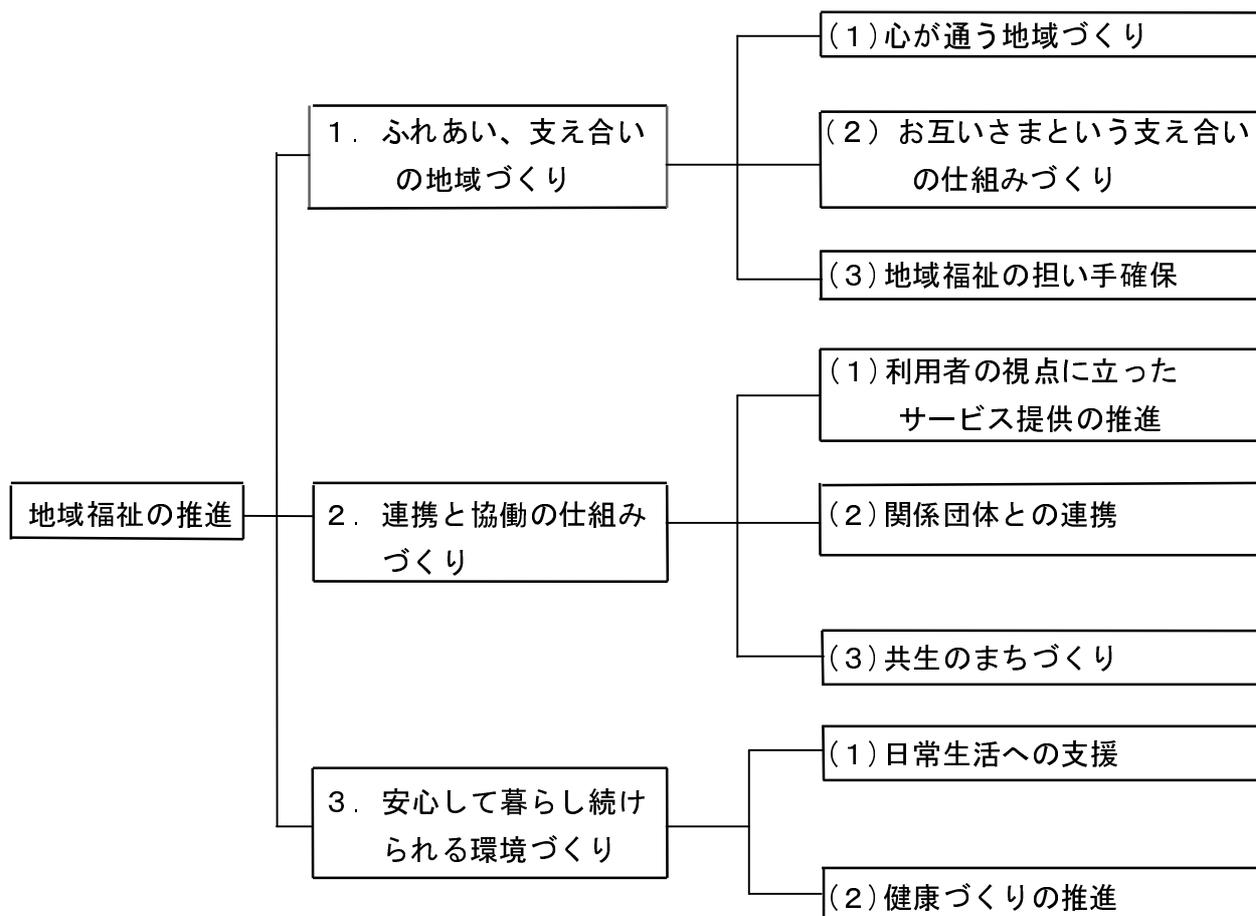
この地域福祉という新しい福祉の概念を理解していただき、行政が推進する各種福祉施策と地域福祉が相互に関係を保ちながら、時代に沿った福祉施策を推進します。

その実現のために、地域福祉推進の原動力としての人的ネットワークを確立し、地域コミュニティの再構築を行うことを基本方針とします。

一人暮らし高齢者の増加、介護を必要とする高齢者、障がい者の地域移行など、これから地域が果たす役割の増大が現実となってきています。

地域福祉の実現のために、地域の支え合いや助け合いが必要です。まず町民に地域福祉への意識を高めていただくことが課題であり、それを通して崩壊しつつある地域コミュニティの再構築を図っていくこととします。

【施策の体系】



【施策の内容】

1. ふれあい、支え合いの地域づくり

(1) 心が通う地域づくり

- 学校教育や社会教育、地域活動など、あらゆる場を利用し、町や地域の魅力、誇りや問題点、さらには地域住民の生活課題を理解し、それを共有化する機会を持ちます。
- 家庭や地域における教育を通じて、日常的なふれあいや交流促進の機会を持ちます。
- 現代社会に適合した、支え合いや助け合いの仕組みをつくる機会を持ちます。

(2) お互いさまという支え合いの仕組みづくり

- 地域福祉に関係する多様な活動団体が、円滑に協働できる仕組みづくりを進めます。お互いの趣旨や目的を理解し、共通する部分においては協働していきます。
- 公民館や高齢者憩いの家、児童館等の公共施設の多目的利用を推進し、空いた民家を利用して、誰もが気軽に集える小規模多機能な施設の設置を進めます。
保健、医療、福祉など、様々な機能が融合した保健センターとして整備していきます。

(3) 地域福祉の担い手確保

- 町民によるボランティア活動の普及、啓発と、企業などへの社会貢献への理解を図っていきます。また、新たにボランティアの登録制度の創設を進めます。
- ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、ボランティア養成講座等を実施し、自分のライフスタイルや特技等により、幅広く選択できる機会を提供していきます。
また、NPO法人等との連携を持ちながら、資質向上やリーダーの育成を図っていきます。
- 地域福祉の原点である、相手の立場に立って物事を考えられる姿勢を身につけ、将来、社会に貢献できる青少年を育成するため、教育委員会や学校等との連携を取りながら、ボランティア活動への参加機会を増やしていきます。
また、地域ぐるみで青少年の福祉の心を養えるような環境整備に努めます。

2. 連携と協働の仕組みづくり

(1) 利用者の視点に立ったサービス提供の推進

- 子育てや介護、また、生活困窮など、様々な生活課題を抱えた人だけでなく、既存のサービスや取り組みでは不十分な「制度の谷間」に位置する人に対し、その課題やサービスの的確な把握を行い、関係団体、組織と連携を取りながら、幅広い福祉サービスの提供を行います。
- 年齢別、福祉、保健、保育所等の分野ごとに、町が実施する福祉施策の情報を集約し、冊子として提供していきます。 → 子育て支援ブックの充実等
- 地域の相談窓口として、民生児童委員の資質向上に努めるとともに、地域見守り協力員の役割を明確にし、ともに地域福祉の担い手としてのネットワークづくりを進めます。
また、福祉の相談窓口機関（町住民生活課・地域包括支援センター・上富田町社会福祉協議会・和歌山県福祉事業団等）の連携を密にし、情報の共有化を図りながら、町住民生活課に福祉の総合相談窓口の設置を進めていきます。
- 社会福祉協議会が実施している自立対策支援事業や、成年後見制度の普及、啓発を行い、判断能力の不十分な人の権利擁護を行っていきます。

(2) 関係団体との連携

- 地域福祉推進の拠点としての社会福祉協議会と行政との役割分担を明確にし、組織強化のための支援を進めます。
- 町内会など各種団体の自主的福祉活動を支援し、NPO法人や民間企業と連携した福祉事業を推進します。

(3) 共生のまちづくり

- 地域福祉の推進には欠くことのできない、人権問題を自分のものとしてとらえられ

る人権尊重啓発活動を実施します。

- 男女の固定的な役割分担を改めるため、家庭や地域、職場等で習慣や制度の見直しを行い、女性の社会参加を促し、登用を支援する活動に努めます。
また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどから女性を守る相談機能の充実を図ります。

3. 安心して暮らし続けられる環境づくり

(1) 日常生活への支援

- 公共施設や福祉施設等のバリアフリー化を進めます。
また、高齢者や障がい者(児)だけのためではなく、多くの人々が、共通に安全で快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを継続的に検討する組織の確立に努めます。
- 高齢者や障がい者(児)をはじめ、多くの人々が、気軽に社会参加できる交通手段の確保を検討していきます。
また、買い物難民と言われる一人暮らしの高齢者が増加しています。コミュニティバス等の運行充実や、福祉目的の有償移動サービスについても確保、充実に努めます。
- 高齢者などをターゲットにした悪徳商法や子どもを巻き込んだ事件の防止に対する取り組みを関係各課と連携しながら強化していきます。
「災害時、一人も見逃さない運動」を、民生児童委員協議会を中心に展開していきます。高齢者の一人暮らしが増加している現状を踏まえ、地域見守り協力員の活動内容を明確にし、民生児童委員との連携強化を図っていきます。
また、災害時の避難体制の確立のため、避難支援マップの作成を行い、個人情報のあり方を改め、見直しをしながら、町内会等と要支援者の情報が共有でき得るシステムづくりを行っていきます。
- 高齢者、障がい者(児)をはじめ、すべての人々が、文化やスポーツ、レクリエーション、地域活動、生涯学習など多様な活動に参加や、交流する機会を提供していきます。
また、高齢者の職業経験を通して得た知識や技能を活用できるなど、高齢者の多様な就業機会の場の提供を進めていきます。
障がい者の社会参加を促進するため、企業等への障がい者雇用率制度の遵守を進めていきます。

(2) 健康づくりの推進

- 「自分の健康は自分でつくる！」をスローガンに、町民が自主的に健康づくりに参加できる環境づくりを行っていきます。
予防医療の重要性から、若年層から積極的な健(検)診受診を推進していきます。そのため、地域の健康づくりの拠点として保健センターの多目的な利用に努めます。
- 保健センターの利用に加え、交通手段を持たない高齢者等のため、地域にある公的施設を利用するなど、参加しやすい環境づくりを行っていきます。

第2節 社会福祉の推進

【現況と課題】

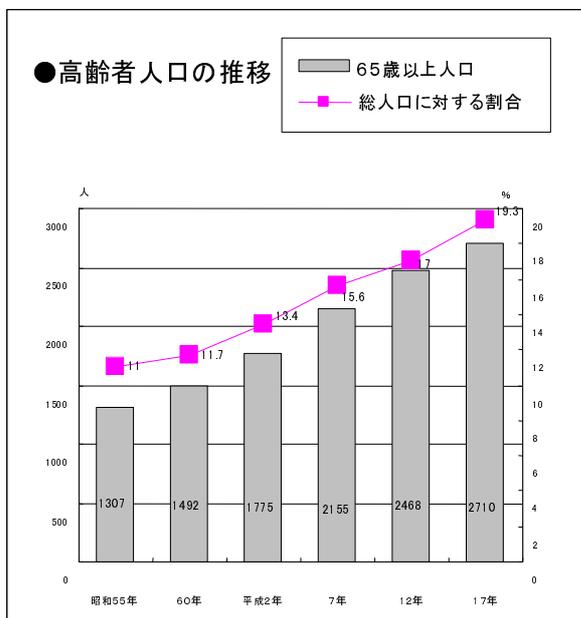
65歳以上の人口は、毎年増加しており、今後さらに高齢化が進行すると推測されます。また、核家族化が進み、高齢者の一人暮らし世帯が増えてきています。それとともに、共働き世帯の増加により、日中の一人暮らしも増えていきます。このような状況から、家族だけでなく地域全体で高齢者の生活を見守り、支援していく体制づくりが課題となってきています。

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりのためには、医療や介護サービスを含めた様々な生活支援サービスが、適切に提供できるような地域ネットワークづくりの構築が急がれます。

障がい者(児)についても、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるシステムづくりが大切です。行政施策としての障がい福祉サービスや相談・ケアマネジメントのさらなる充実、自立した健全な生活を送るため、安心して就労できる環境整備も重要な課題となります。

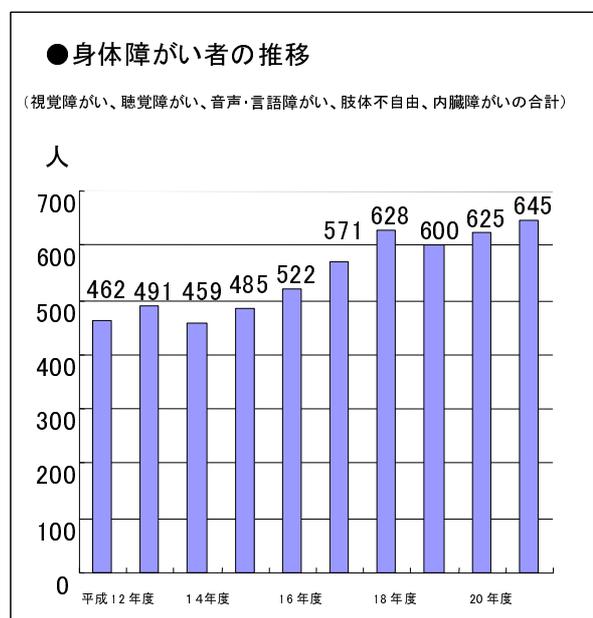
そして、児童、高齢者、障がい者(児)、健常者も含め、地域の支え合いや助け合いのシステムを構築することが緊急の課題です。

◆グラフ1 高齢者人口の推移



資料：国勢調査

◆グラフ2 身体障がい者の推移



資料：町住民生活課

国民健康保険は、急激な社会情勢の変化や少子高齢化社会の進行に伴い、被保険者が減少する反面、高齢者や被用者保険を脱退した退職者の加入が増加しており、年々医療

費の増加につながっています。

また、保険税の収納率も構造的な経済不況下にあつて低下傾向にあり、保険財政の運営は厳しいものとなっています。

介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加しており、居宅サービスを中心に介護サービス事業者の参入も活発で、サービス供給もほぼ定着してきています。

しかし、高齢化の進行に伴い、要介護認定者、認知症高齢者の増加による、介護保険事業費の増大が今後の課題となります。

また、地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう包括的支援事業を行い、高齢者に対する相談窓口を中心に展開していきます。

今後は、制度の周知と理解を呼び掛けながら、サービス提供事業者及び介護施設の確保や総合的、効果的なサービスの提供、介護予防の推進などにより、保険財政の健全化に努めます。

高齢者や障がい者(児)など、すべての人が隔たりなく、いきいきと生活できるとともに、すべての人が、社会の一員として支え合う、安心感のある保健、医療、福祉のまちづくりを実現することが課題となっています。

【基本方針】

高齢者福祉計画に沿って、高齢者が地域で生活していく上で、必要なサービスの充実を図ります。

高齢者の社会参加を積極的に支援するとともに、就業機会の充実を図ります。高齢者自身が知識と経験を活かし、積極的に地域と関わり、また、地域の人々との連携を深め、ともに暮らし、助け合う地域社会を目指します。

障がい者(児)と健常者が互いに支え合い助け合いながら、住み慣れた地域で安全、安心に暮らすため、「上富田町障がい者計画」に沿って総合的な障がい者(児)福祉サービスの充実を図ります。

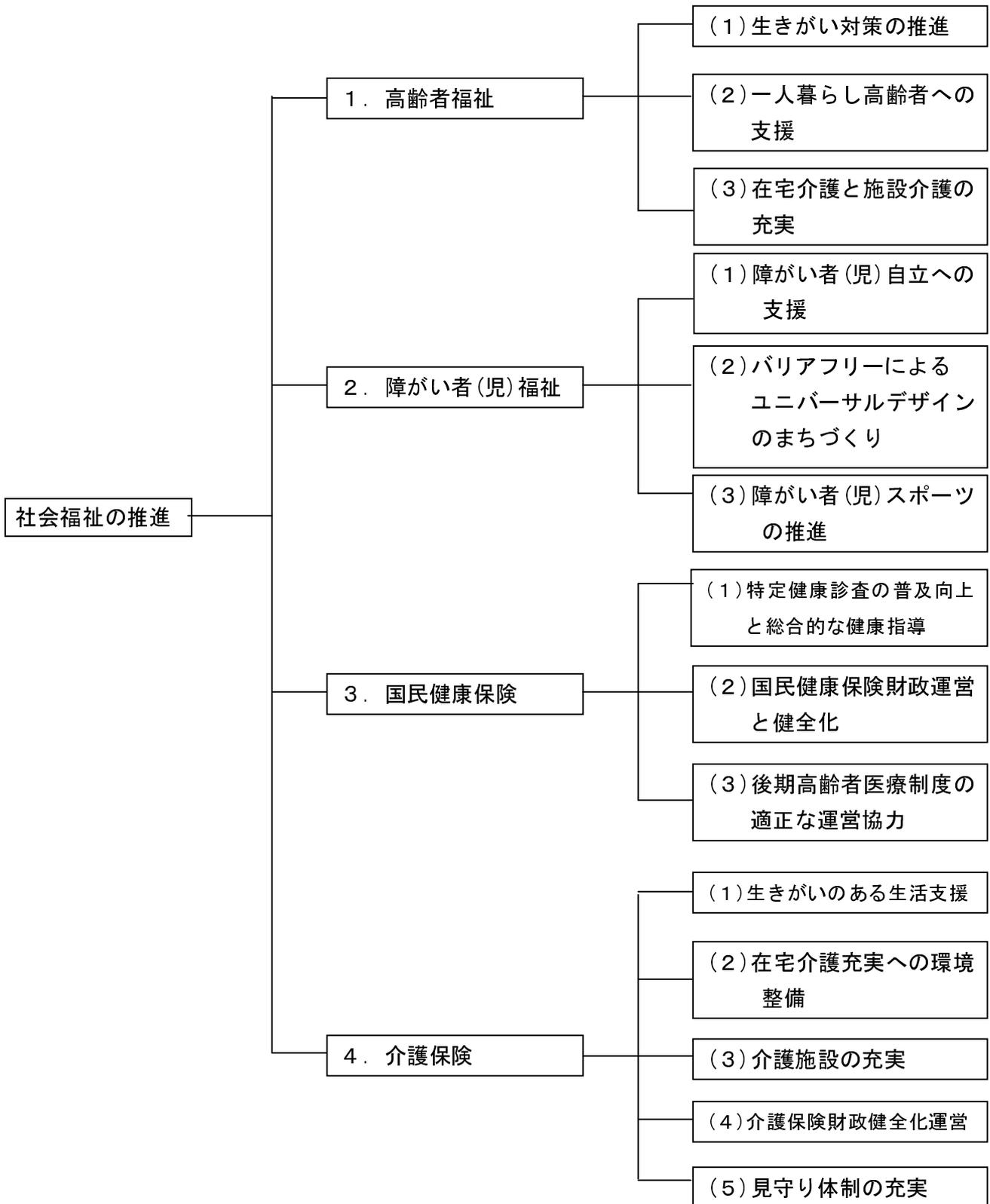
国民健康保険における保険財政の健全化を維持するため、医療費の適正化対策を推進し、合わせて保険税の収納率向上のため、徴収体制の整備の強化、滞納者の実態に即した徴収活動、被保険者証の短期交付等で健全な事業運営に努めます。

介護保険制度の普及啓発に努めながら、高齢者介護を社会全体で支える介護保険事業の推進を図ります。また、平成24年度第5期計画の見直しを含め、3年ごとに利用者のニーズに的確に対応できるような計画に見直します。

地域包括支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーの専門職が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を実施します。

また、社会福祉協議会等の関係団体や機関等とネットワークを構築し、高齢者にとって最も身近で気軽に相談できる窓口としての役割を果たしていきます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 高齢者福祉

(1) 生きがい対策の推進

- これからの高齢社会では地域社会の果たす役割が増大してきます。
高齢者の社会参加を積極的に支援し、地域社会で生きがいを持って活躍できる環境整備を進めます。そのため、就労に関する情報提供や就業機会の充実を図っていきます。
また、老人クラブには、高齢者が健康で明るく生きがいのある生活が送れるよう、事業や運営面での助成を行いながら健全な育成に努めます。

(2) 一人暮らし高齢者への支援

- 地域包括支援センターを拠点とした地域ネットワーク体制を構築するとともに、高齢者を地域住民が互いに支え合い、地域見守りによる安全で安心できる地域社会の構築を目指します。
また、災害時における避難及び支援を適切に行うため、町内会や自主防災組織など各団体との連携を密にしながら避難支援体制の充実を図ります。

(3) 在宅介護と施設介護の充実

- 高齢者が、いつまでも安心して暮らせる環境整備のため、「高齢者福祉計画・第4期介護保健事業計画」に沿って、福祉サービスの充実を図り、高齢者の暮らしに関して総合的な環境向上に努めます。

2. 障がい者(児)福祉

(1) 障がい者(児)自立への支援

- 上富田町障がい者計画に沿って、自立生活を支援するために福祉サービスを充実するとともに、就労に関する相談や支援の充実を図り、安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。

(2) バリアフリーによるユニバーサルデザインのまちづくり

- 公共施設のバリアフリー化を推進し、住環境の改善を支援します。
さらに、誰もが参加しやすく暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(3) 障がい者(児)スポーツの推進

- 障がい者(児)のスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、活動を支援するボランティアなどの体制づくりを推進します。

3. 国民健康保険

(1) 特定健康診査の普及向上と総合的な健康指導

- 国の医療制度改革の一環により、平成20年度から医療保険の保険者(町)に義務付けられた特定健康診査や特定保健指導を施策として積極的に推進します。
同時に、町民自らが各種健診等を積極的に受診するような意識の醸成を図っていきます。

(2) 国民健康保険財政運営と健全化

- 保険財政の健全化を維持するため、保険税の確保に努めます。そのため、徴収体制の強化を図るとともに、税負担の平等を図るためにも被保険者証の短期交付等の措置を行います。
歳出においては、医療通知やレセプト点検の強化や広報活動による医療費の抑制に対する意識の啓発を行い、健全運営に努めます。
また、国民皆保険を守るため、国保運営の広域化を促進します。

(3) 後期高齢者医療制度の適正な運営協力

- 高齢者医療制度は、県後期高齢者広域連合と県内の各市町村が協力して運営にあっています。広域化のメリットを最大限に活かして、財政の安定化を進め、高齢者医療制度の健全な運営を図ります。
今後、予想される制度変更時にも、国民健康保険へのスムーズな移行を図っていきます。

4. 介護保険

(1) 生きがいのある生活支援

- 高齢者が、要支援や要介護状態等になることなく、いつまでも健康で自立した日常生活を送ることができるように、転倒予防教室や運動機能の向上、栄養改善指導、口腔機能の向上、認知症予防などの二次予防の推進を図ります。
- 地域社会で、生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の雇用機会の拡大に努め、就労を通じた生きがいづくりを支援します。
- 教養活動や趣味活動、スポーツ活動などの生涯学習機会の充実を図ります。そのため、学習や発表機会の設定、また仲間づくりの支援など、生涯学習を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。

(2) 在宅介護充実への環境整備

- 地域支援事業や、在宅福祉事業等を活用しながら、高齢者の介護予防を推進します。
また、介護保険事業における地域支援事業である福祉用具や住宅改修支援事業など、在宅介護支援対策の充実を図るとともに、介護を支える方に対する支援の充実を図ります。

(3) 介護施設の充実

- 在宅介護の充実を推進しながら、家庭での介護が困難な高齢者等を受け入れる施設の整備に努めます。

(4) 介護保険財政健全化運営

- 介護保険事務の効率化、保険料徴収率の向上を図るとともに、介護予防の取り組みなどにより、介護保険財政の健全運営に努め、利用者一人ひとりの状況を総合的に把握し、ケアマネジメントによるサービス利用の調整、介護サービス計画の作成、介護保険サービスの提供など、介護給付適正化に取り組みます。

(5) 見守り体制の充実

- 高齢者が、長年住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域全体で支える取り組みとして、社会福祉協議会や地域の関係機関、介護サービス事業所、民生児童委員、地域のボランティア等と連携して地域ケア体制の充実を図ります。
- 認知症の高齢者を地域で支えられるように医療機関等との連携による講座や教室等の開催を通じて、認知症についての正しい理解の普及や啓発に努めるとともに、認知症サポーターの養成を行います。
- 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うために、相談・支援体制の強化を図り、地域や医療、保健、福祉の関係機関、介護サービス事業所等と連携して見守り活動を行い、高齢者虐待の早期発見に努め、地域見守り体制のネットワーク化を図ります。

第3節 児童福祉と子育て支援の推進

【現況と課題】

少子化が進行する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに明るく健全に育成するためには、地域社会全体が協力して、ともに育て合うことが求められています。

本町では、次世代育成支援行動計画（後期計画）に沿って、子育ては家庭だけで行うものではなく、「地域でともに子どもを育てる」という考え方に立ち、家庭の養育機能の向上とともに、地域の養育機能の向上を図ることを目指していく必要があります。

少子化、核家族化が進む中で、子育て家庭の孤立や負担感の増大、地域における子育て力の低下などを背景に、すべての子育て家庭への支援が求められています。

また、町内5つの保育所で、多様化する保護者のニーズに対応した1歳児保育や、延長保育を取り入れ、子育てと仕事の両立を支援しています。

しかし、長期にわたる経済不況や女性の社会進出が相まって、低年齢児保育のニーズがさらに増加してきており、0歳児保育を含めた低年齢児保育が今後の課題となっています。

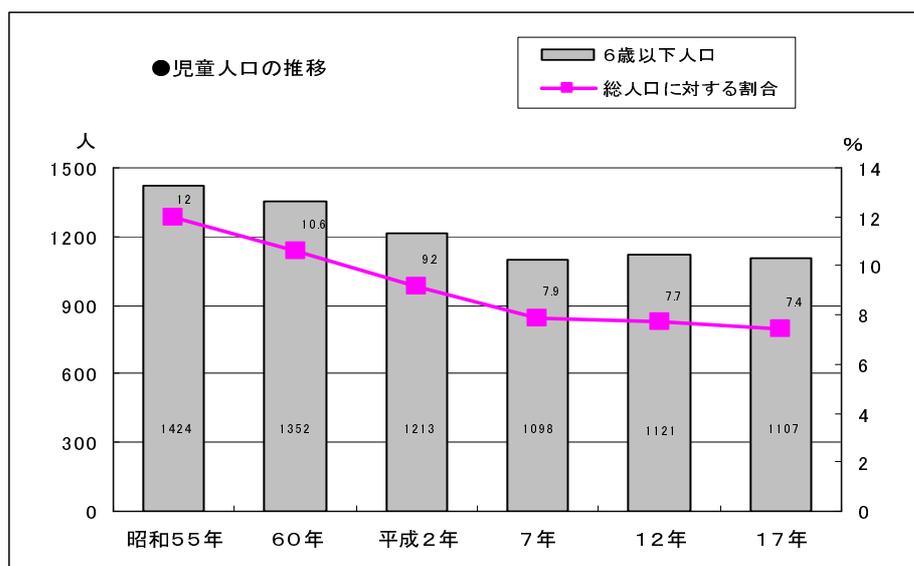
平成20年度に開設した子育て支援センターを拠点に、保育所と連携しながら地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、子育て家庭へのサービス、情報の提供や支援を推進していく必要があります。

保育所は、老朽化が進んでいる生馬・岩田・市ノ瀬保育所の3園統合計画を進めています。統合するにあたり、幼保一元化（子ども園）や子育て支援センターの併設の検討も行います。

また、保護者のニーズの多様化に対応するため、統合園の大規模な利点を利用し保育内容の充実を目指します。

朝来第2保育所についても、老朽化しており今後の対策が課題となっています。

◆グラフ3 児童人口の推移

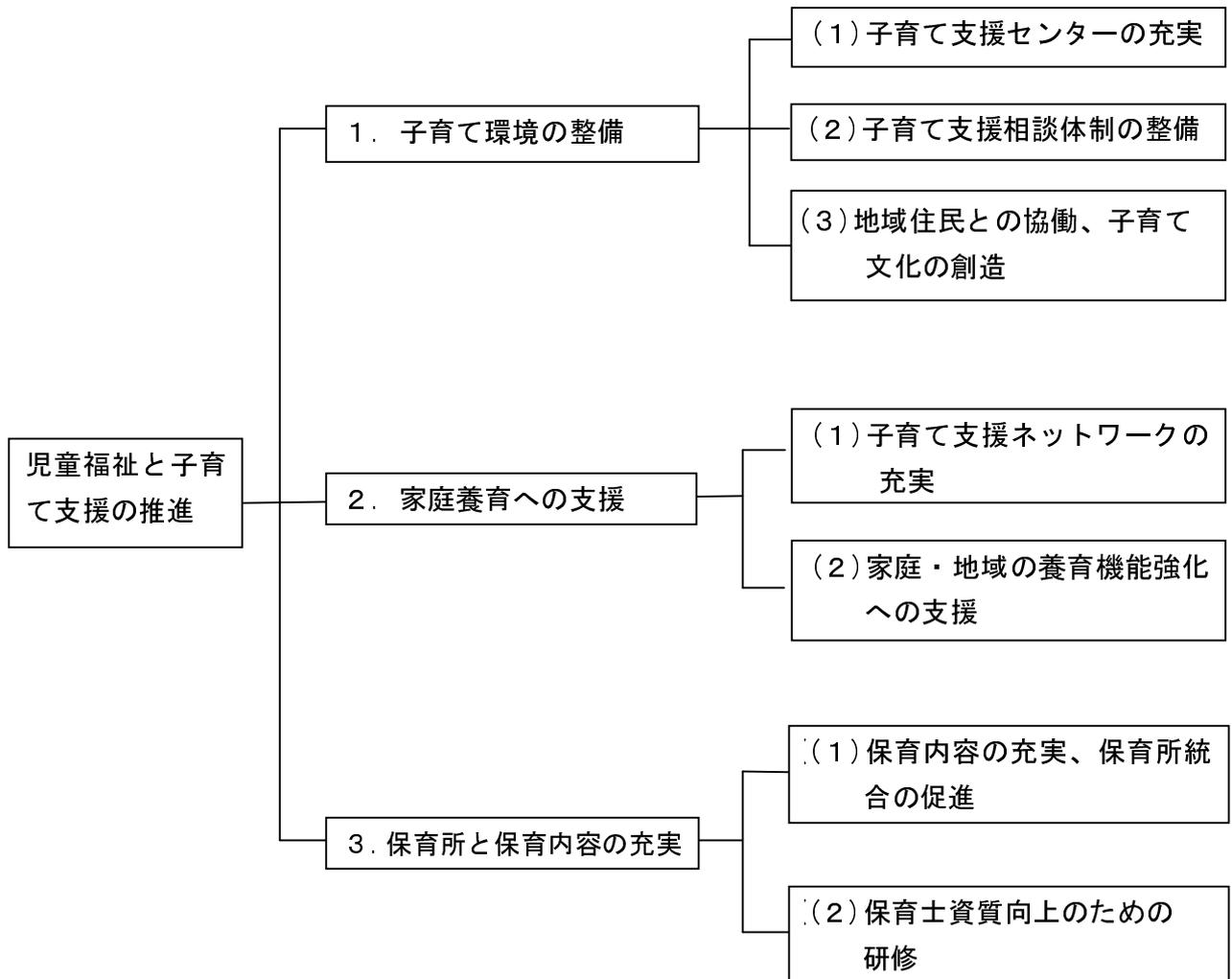


資料：国勢調査

【基本方針】

子育て家庭が、安全で安心して暮らせるための環境づくりのため、働きながら子育てができる環境や、子どもを健やかに育てる環境、地域でともに子どもを育てる環境、子どもが安心して暮らせるまちづくり、子育てに理解と協力のあるまちづくりなどを総合的に進めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 子育て環境の整備

(1) 子育て支援センターの充実

- 乳幼児を育てる親の不安や悩みの解消を図るため、子育て相談や、親同士、子ども同士が交流できる子育て支援センターの充実を図ります。

(2) 子育て支援相談体制の整備

- 保健センターとの連携を密にしながら、子育てに関する相談や情報、交流の機会が提供できるよう保育所の子育て支援機能の充実を図ります。

(3) 地域住民との協働、子育て文化の創造

- 地域住民との連携を強化して、地域全体で子どもを育て合う意識を高めていきます。

2. 家庭養育への支援

(1) 子育て支援ネットワークの充実

- 家庭や保育所、幼稚園、学校、地域、企業、行政、関係機関との連携を強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換を進め、総合的な子育て支援ネットワークの充実を図り、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。

(2) 家庭・地域の養育機能強化への支援

- 母子保健連絡協議会や母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん事業」などの活動を支援するとともに、地域における子育て支援活動の推進を図ります。
児童虐待（ネグレクト等）を未然に防ぐための相談体制の整備を進め、早期発見につながる地域住民や民生児童委員、関係機関の連携による対応の強化を図ります。

3. 保育所と保育内容の充実

(1) 保育内容の充実、保育所統合の促進

- 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
特に、配慮を要する子どもの保育の充実として、障がい児や保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化するとともに、虐待等の早期発見に努め、関係機関と連携し、子どもと家庭をサポートする体制の充実を図ります。
老朽化した生馬・岩田・市ノ瀬保育所の統合を進めるとともに、朝来第2保育所の耐震化については、朝来第1保育所との統合も視野に検討していきます。

(2) 保育士資質向上のための研修

- 保育サービスの向上のため、保育士の資質向上を図ります。

このため、保育所職員の研修内容の充実を図り、保育士の専門性の向上とともに、質の高い保育と教育の一体的展開を図ります。

第4節 保健・医療の充実

【現況と課題】

健康づくりについては、平成14年度より「健康かみとんだ21」の目標に沿った事業を展開しています。

母子保健事業では、核家族化が進む中、育児の孤立化が問題となっていますが、対策として、平成21年度より母子保健推進員による乳児全戸訪問事業や、助産師による養育支援事業を始めており、子育て不安の解消、虐待の予防と早期発見に努めています。これは今後、より一層重要な事業になると考えます。

また、乳幼児健診事業では、受診率は90%以上と高くなっていますが、虐待等の早期発見のため未受診者の全数把握を今後とも十分に行っていく必要があります。

各種健(検)診事業については、住民の都合に合わせて受診できるよう、集団健康診査の他、医療機関での受診体制も整えてきています。

また、平成20年度より、特定健康診査が開始され、それまでの基本健診から、メタボリックシンドロームに着目した健診内容へと変わりました。また、健診後のフォロー体制として、保健師、管理栄養士による指導に加え、NPOとの連携により運動教室の開催も実施しています。

今後、町民が、心身ともに健全な生活を営むために、町民自らが健康づくりに取り組むという意識と行動の変容が、欠かせない課題となっています。その方策の一つとして、各種健康診査の充実を図るとともに、町民の意識啓発を積極的に進め、各種健(検)診の受診率向上を目指します。

町民が、心身ともに健全な生活を送るため、各種関係機関や地域住民を含めたネットワークづくりを進め、健やかに子育てができ、安心して老後が迎えられるまちづくりを進めていきます。

【基本方針】

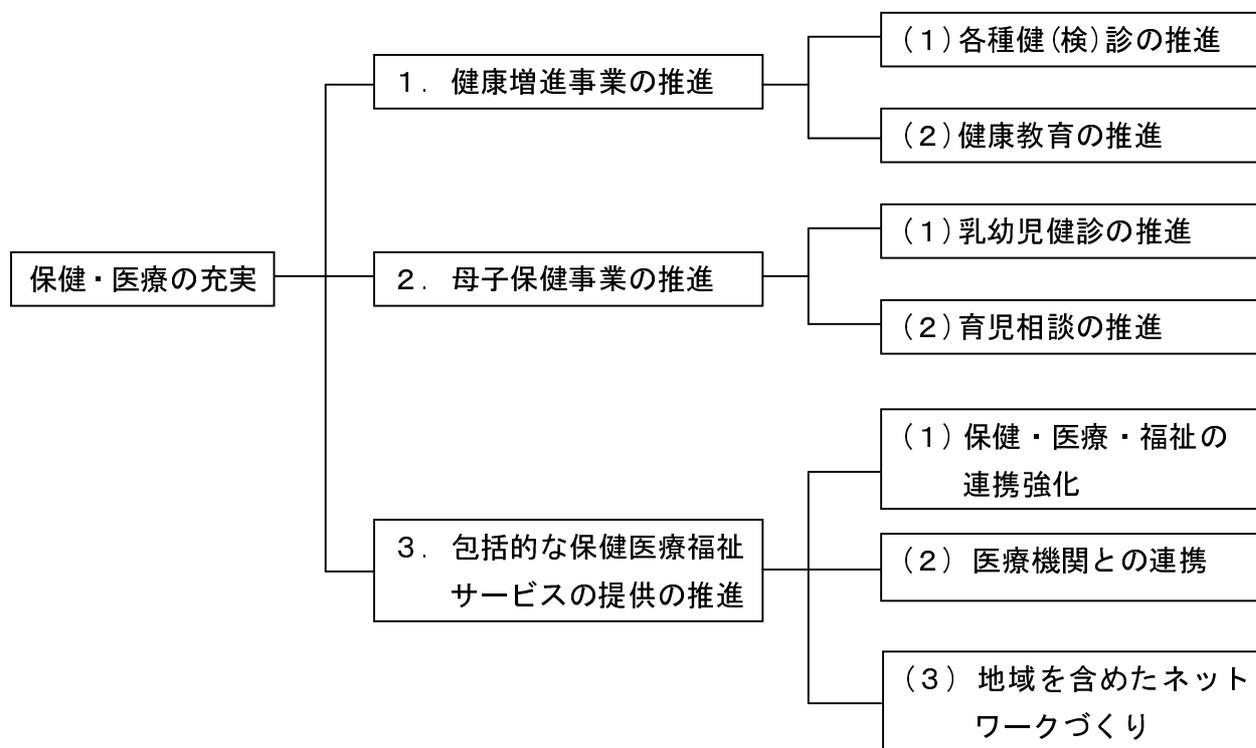
母子保健事業は、子育ての孤立化を防止するため、乳児全戸訪問事業や新生児訪問事業、養育支援事業、親子教室等の充実化を図り、訪問拒否世帯や健診未受診者に対し、完全なフォロー体制をとることにより、母子の心身に関する疾病の予防と早期発見や虐待の予防、早期発見に重点を置きます。

町民の健康づくりに関して、「健康かみとんだ21」の目標に基づき、町民組織の育成強化と意識の啓発により、町民自らが健康づくりに取り組み、自発的に健(検)診を受けるまちづくりを目指します。

保健、医療、福祉の連携により、町民の生涯を通してサービスが包括的に受けられるような体制づくりを行っていきます。

そのため、上富田町保健センターが、町民の健康づくりの拠点となるよう、活動をより活発に行っていきます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 健康増進事業の推進

(1) 各種健(検)診の推進

- 町民が、まず自分の体を知り、健康づくりに役立てていけるように各種健(検)診の内容の充実と町民ニーズに合った受診機会の多様化を進めます。

(2) 健康教育の推進

- 「健康かみとんだ21」の目標に沿い、町民自らが健康づくりに積極的に取り組めるよう健康に関する知識の普及啓発を図ります。

2. 母子保健事業の推進

(1) 乳幼児健診の推進

- 母親の就業率向上に伴い、健診受診率の低下が予想される中、疾病や発達面の問題、虐待等の早期発見のためにも、受診率向上に向けての積極的な取り組みと、未受診者をなくす取り組みに努めます。

(2) 育児相談の推進

- 子育ての孤立化が進む中、母子保健推進員による全戸訪問事業、助産師による養育支援事業、新生児訪問事業における訪問拒否世帯の全数把握、保健センターでの育児相談事業の充実を図るとともに、子育てに関わる組織との連携を強化し、様々な場をとらえて、育児支援ができるように体制を整えていきます。

3. 包括的な保健医療福祉サービス提供の推進

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

- 少子高齢化社会が進む中、生涯を通じて必要なサービスが提供できるよう、庁内各部署及び各関係機関との連携調整を進めていきます。

(2) 医療機関との連携

- 住民の健康づくりに寄与するため、町内の医療機関の協力を得ながら、さらに充実した診療体制の確立を進めていきます。
また、広域での夜間、休日等の診療体制、救急医療体制のさらなる充実に努めます。

(3) 地域を含めたネットワークづくり

- 町民が、安心して子育てができ、老後を迎えるためには、専門的な分野はもちろん、地域住民の支え合いが不可欠です。
母子保健推進員や地域見守り協力員、すこやか上富田推進協議会等の組織の充実を図るとともに、NPOなど民間団体や町内会など含め、健康づくりネットワークを構築し、協働により地域住民が相互に支え合うまちづくりに努めます。

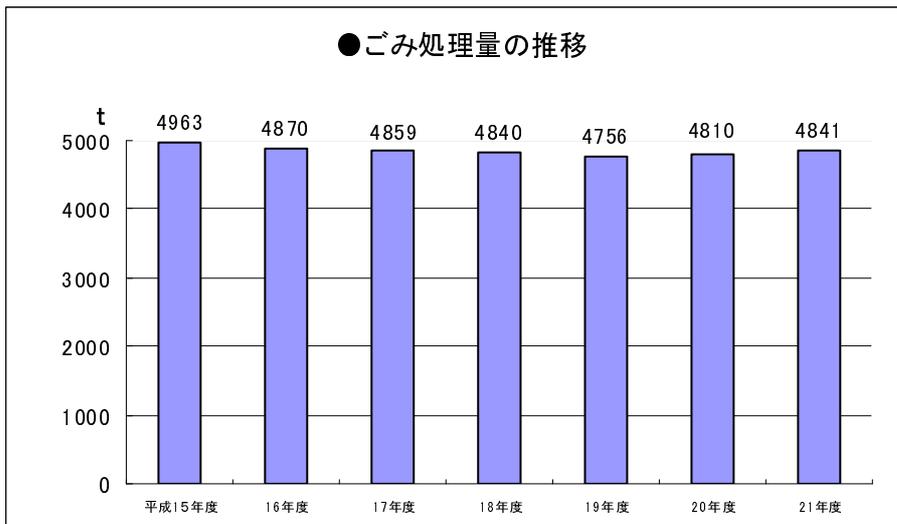
第5節 環境保全の推進

【現況と課題】

地球規模の温暖化が、大きな問題となっており、二酸化炭素の排出抑制が義務付けられてきました。環境問題を町民一人ひとりが自分のこととしてとらえ、日々の生活で行動することが大切です。

特に、二酸化炭素排出の抑制や良好な環境を守るための取り組みが緊急の課題となっています。

◆グラフ4 ごみ処理量の推移



資料：上大中清掃施設組合・町住民生活課

【基本方針】

温暖化防止や環境保全は、自分たちの日常生活から始まることを認識し、できるだけ、ごみは出さないことから始めていくことに努めます。

また、買い物時のマイバック持参など、誰にでもできるエコから進めていきます。そして、ごみ問題を町民みんなの問題としての取り組みを進めます。

不燃物ごみについては、埋立て最終処分場の許容量が限界に近づく中、リサイクル型の分別収集を図り、ごみの減量化を目指し、自然環境に配慮した負荷軽減に努めます。

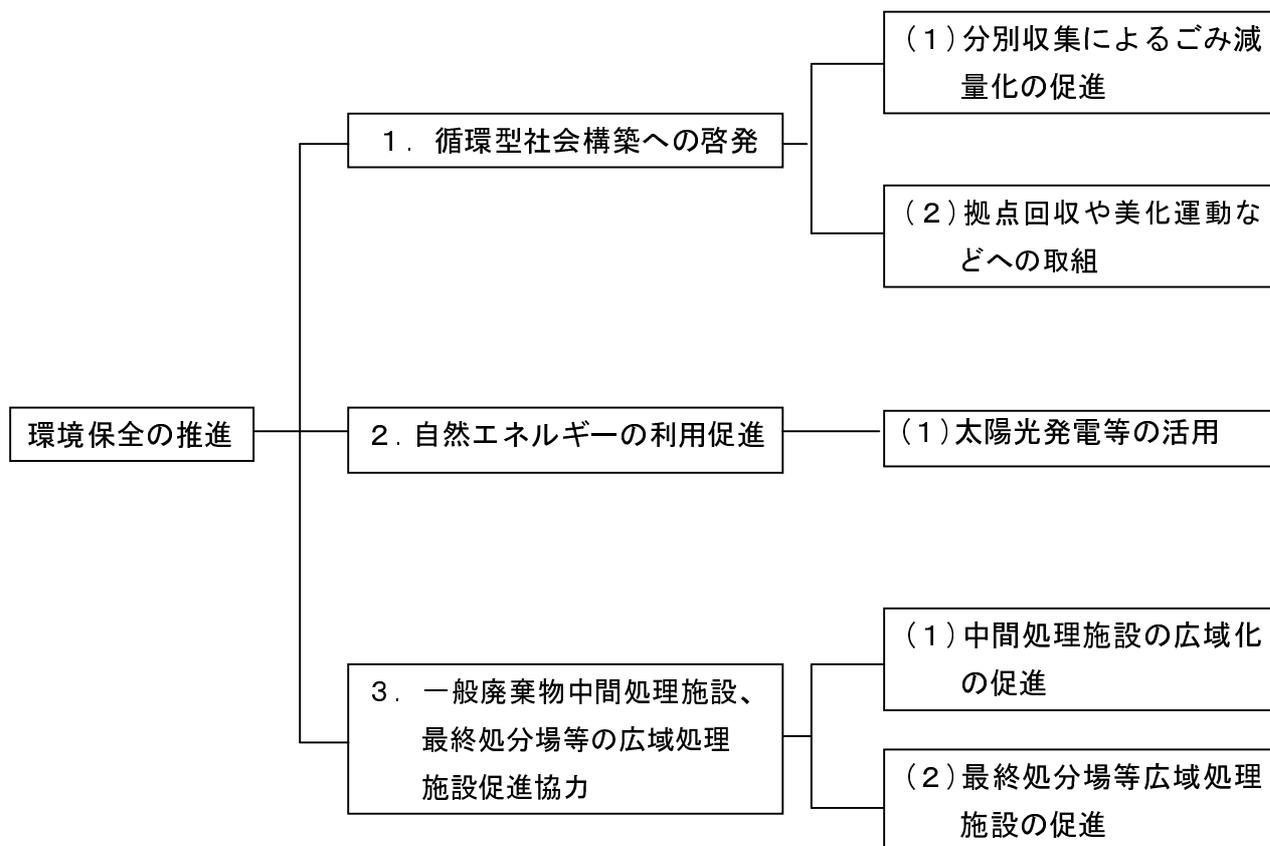
可燃物ごみについては、上大中クリーンセンターも老朽化が進んでいます。ダイオキシン等類の発生を防止するため、町民との協働によるリサイクル型の分別収集によりごみの減量化を推進していきます。

水質保全は、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を推進し、官民一体の水環境対策に取り組みます。

大気汚染、騒音公害については、関係機関と連携をとり指導監視を強化します。

二酸化炭素排出抑制のために、太陽光発電やハイブリッド車や電気自動車の普及など、クリーンな自然エネルギーの利用促進に努めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 循環型社会構築への啓発

(1) 分別収集によるごみ減量化の促進

- ごみを減らし、資源を活かし、環境を守ることが私たちの生活を守ることとなります。ごみ減量化のためには、コンポストや電気式生ゴミ処理機などの導入と、分別やリサイクルにより循環型の資源再利用を促します。

(2) 拠点回収や美化運動などへの取組

- 拠点回収を活用し、リサイクル資源を集めることにより、住宅環境の美化に役立つため、地域一体となった取り組みを促進します。

2. 自然のエネルギーの利用促進

(1) 太陽光発電等の活用

- 上富田町地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電や風力発電などクリーンな自然エネルギー利用促進に努めます。

- 電気自動車やハイブリッド車の導入など、省エネルギーやエコ商品等の普及促進を行います。

3. 一般廃棄物中間処理施設、最終処分場等の広域処理施設促進協力

(1) 中間処理施設の広域化の促進

- 公害発生防止のため、田辺周辺広域圏での一般廃棄物中間処理施設設置の検討が始まっています。
上大中クリーンセンターも、今後、老朽化が懸念されますが、大規模改修も含め、早い時期で炉の改修を行いながら、より安全な操業に努めていきます。

(2) 最終処分場等広域処理施設の促進

- 最終処分場は、紀南地域全体での計画が進んでおり、早ければ平成28年度以降に稼動する予定となっています。最終処分場の早期実現を推進します。
本町の最終処分場は、現状では埋立て許容量の限界が近づいてきています。
少しでも長く使用するためには、徹底した分別収集を行うことが不可欠です。今後の広域最終処分場移行を視野に入れながら、分別収集の徹底を推進していきます。

第2章 教育と文化のまちづくり

～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～

第1節 生涯学習の推進

第2節 幼児・学校教育の推進

第3節 人権意識の高揚と男女共同参画の推進

第4節 青少年の健全な育成

第5節 文化芸術の振興

第6節 生涯スポーツの振興

第1節 生涯学習の推進

【現況と課題】

少子高齢化、高度情報化の進展、並びに社会情勢の変化や価値観が多様化する中で、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下しているといわれています。

このような状況の中、町民の多様なライフスタイルを支援し、心豊かで充実した人生を送ることができるよう生涯を通じて学習し、常に新しい情報や知識を身に付けるとともに、町民が、主体となって地域の課題は地域自らが解決する「地域分権型社会」の実現など、時代の変化に対応していくことのできる生涯学習の仕組みが求められます。

また、本町では、「だれもが健康で生きがいのある充実した生活を送り、豊かな人生を楽しむ」ことができるような社会を目指して、平成3年に「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」を設定しました。平成4年以降は、目標実現のため、5カ年を1サイクルとして「生涯学習のまちづくり計画」を策定・実践し、1サイクル終了年に評価と反省、分析、考察を行い、次期サイクル期間の推進計画の基礎資料として活用しています。

今後も、これまでの活動の検証を行い、「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」に鑑みながら、学校教育や社会教育、文化、スポーツなどの分野と連携を取りながら、『**みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ**』が実現できるよう生涯学習推進活動を総合的に取り組むことが大切です。

【基本方針】

町民一人ひとりが、生涯の各時期に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも学べる」を基本に、多様化する価値観や社会情勢の変化による様々な学習ニーズに対応できる学習環境の整備や学習機会の充実、情報提供などを積極的に行います。

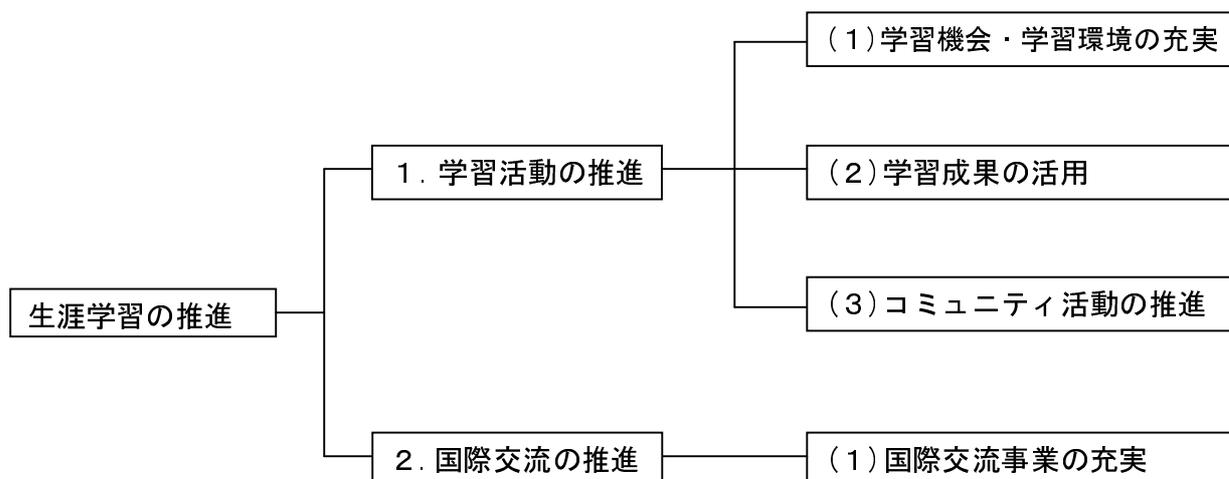
また、町民の学習成果が、地域づくりやまちづくりに活かされるよう、指導者（リーダー）の育成に努め、それぞれの地域の特性や独自性を活かした自主的な活動を推進し、『**みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ**』の実現に努めます。

ボランティア活動や地域コミュニティ活動を通じて、町民相互の連帯意識の向上、異世代間交流を促し、町民の主体的な取り組みとして地域に根ざした活動展開に努めます。

国際交流では、高度情報化の進展や物流、人的交流などが国境を越えて活発化してきており、国際社会の発展や安定に寄与する人材の育成が求められています。

このような社会情勢の中で、外国人との交流や、国際文化に触れる機会の設定と充実を図るため、人材の発掘や育成に努め、また、近隣の国際交流活動の情報収集と発信を行うなど、町民の国際理解に対する幅広い意識の向上と、国際性豊かな人づくりに努めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 学習活動の推進

(1) 学習機会・学習環境の充実

- 町民の学習要求を的確にとらえ、「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」に基づく幼児期から高齢期まで、それぞれの年代に応じた学習プログラムの設定や情報の発信など、様々な分野の学習機会の提供と施設の充実に努めます。
- 多様化する学習のニーズに応えられるよう、町立図書館の学習資料の充実や情報の提供に努めます。

(2) 学習成果の活用

- 学習成果を町民の学習活動に活用できるよう、各公民館活動や各種イベント等で展示や、発表などを行い学習成果の共有に努めます。
- 学習成果を学社連携・融合に活かし、学校や家庭、地域の教育向上に努めます。

(3) コミュニティ活動の推進

- 地方分権が進み、自己決定、自己責任の原則のもと、町民が主体となった地域づくりの推進に努めます。
- 地区公民館を活動拠点として、それぞれの地域の特性や独自性を活かした自主的な活動を促すとともに、町内会活動や子ども会、老人クラブなどの地域コミュニティ活動の活性化に努めます。

2. 国際交流の推進

(1) 国際交流事業の充実

- 学校教育の中で外国語指導助手（ALT）による英語学習や、中学生の海外派遣研修と海外の研修生の受け入れ等を進めます。
- 国際理解のための学習機会の設定を促進するとともに、人材の育成や国際交流体制の組織づくりを行うなど国際交流に努めます。

第2節 幼児・学校教育の推進

【現況と課題】

近年、少子高齢化や核家族化、夫婦共働き化など家庭環境を取り巻く状況は、急速に変化しています。

幼児教育は、保育所や幼稚園による施設保育とともに家庭教育の位置付けが一層重要です。

家庭教育は、すべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心、自立心など人間形成の基本的な資質や能力を育成する上で重要な役割を担っています。

子どもたちの健やかな成長を促すため、生涯学習体系の中で子育てに関する学習機会の提供や相談、支援体制の整備に努める必要があります。

◆表1 保育所・幼稚園の在籍児童数 (単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保育所	334	348	360	373	345	318	315	313	306	289
幼稚園	164	168	154	140	137	147	154	160	162	163
計	498	516	514	513	482	465	469	473	468	452

資料：町教育委員会

学校教育の充実を図るため、「学校教育指導方針」に沿って学校運営への支援を行い、教育内容の充実に努めています。

参観日や学校開放月間等で、保護者や地域住民の学校に対する関心を高め、支援や協力を得る取り組みを進めるとともに、保護者等から学校評価を受け、それを学校の教育活動に活かすよう開かれた学校づくりに努めています。

児童生徒の健康増進を図るため、健康診断を実施し、疾病の予防や治療の喚起を行うとともに、学校環境衛生基準に基づき、施設の定期検査を実施しています。

平成22年度における学校給食の実施は、小中学校6校中1校、児童生徒数1,411名中112名、実施率7.9%の状況にあります。

食育基本法に基づく食育推進基本計画では、「学校給食の充実」が示され、学校給食の果たす役割はより重要となっています。

また、食習慣の形成や食に関する理解の促進及び子育て、家庭支援、公平性の確保から、未実施校における完全給食実施に向けた取り組みが課題となっています。

本町には、小学校が5校、中学校が1校あります。小学校施設の耐震化率は100%です。

中学校については、耐震診断の実施結果に基づき、耐震補強工事を進めることが、喫緊の課題となっています。

また、老朽化している朝来小学校、上富田中学校の水泳プールの改修も、順次進めて

いく必要があります。

不登校児童生徒については、不登校傾向の児童生徒も含め、減少していない現状にあります。

このため、不登校の状況に応じた指導、取り組みを行っています。相談等の対応としてスクールカウンセラー及び上富田町適応指導教室との連携等を図りながら、不登校やひきこもりからの改善に努めています。

いじめ問題については、早期発見に努めるとともに、いじめの防止と対策に取り組んでいます。

各学校では、子どもたちの体験活動や道徳教育等を通して豊かな人間関係づくりに取り組んでいます。

また、全国的に子どもが被害に遭う事件が大きな社会問題となっています。こうしたことから、児童生徒の安全確保のため、青色回転灯のミニパトによる町内巡回、地域の方々のボランティアによる登下校時の「みまもり」、全児童に防犯ブザー及びステッカーの配布、通学路安全マップの作成、「きしゅう君の家」等の緊急避難場所の設置、校内防犯カメラの設置、「さすまた」の配備、危機管理マニュアルに基づく訓練などの取り組みを行っています。

こうした取り組みを充実するには、地域住民の理解と協力が不可欠で、学校や保護者、地域住民が連携を強め、児童生徒を見守っていく地域づくりを推進していく必要があります。

◆表2 小・中学校在籍児童生徒数 (単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校	935	929	926	928	959	1,007	1,014	979	963	950
中学校	517	475	488	499	484	448	432	433	449	461
計	1,452	1,404	1,414	1,427	1,443	1,455	1,446	1,412	1,412	1,411

資料：学校基本調査

【基本方針】

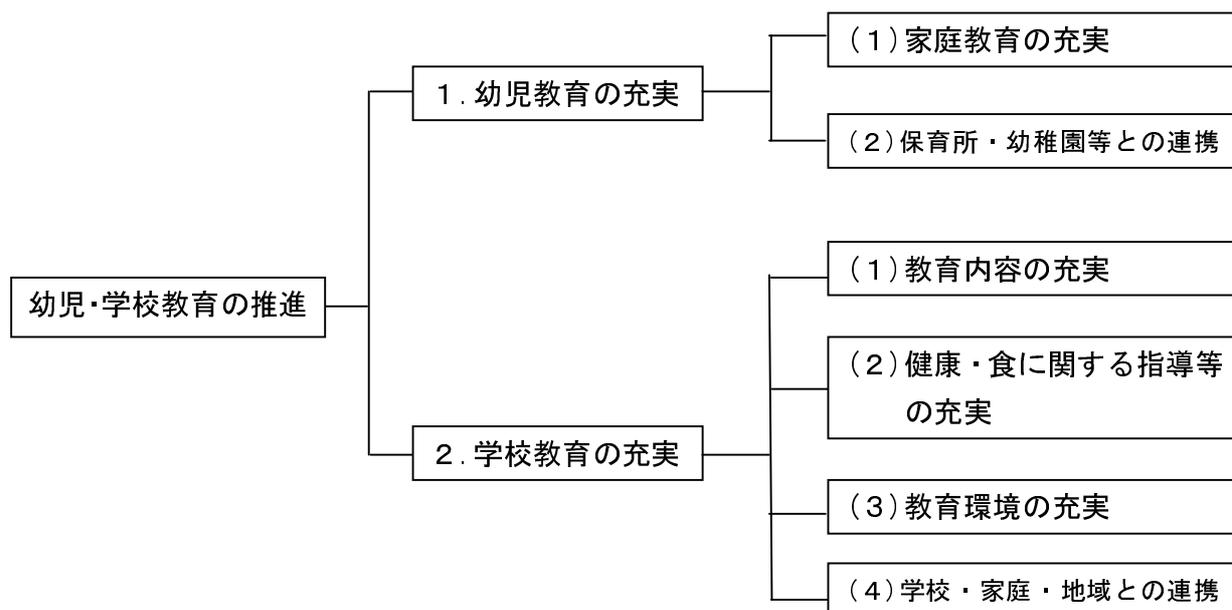
子どもたちの健やかな成長を促すため、家庭教育の充実を図るとともに、保育所や幼稚園とのさらなる連携、充実に取り組めます。

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた児童や生徒の育成を目指した教育課程の編成と教育活動の充実に進めます。

また、学校教育環境や食に関する指導及び学校環境衛生等の充実を図ります。

そのため、学校や家庭、地域、関係機関、団体等と連携し、児童生徒の健全育成に努めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 幼児教育の充実

(1) 家庭教育の充実

- 愛情豊かな家庭づくりを図り、基本的な生活習慣の確立や社会性（人間関係力育成）の基礎が育まれるように努めます。
- 読み聞かせ等の推進に努めます。（ブックスタート）

(2) 保育所・幼稚園等との連携

- 保育所や幼稚園、各小中学校、行政等連絡会議及び地域団体との相互の関係深化を図ります。
- 子育てを支える環境づくりのため、施設保育充実への支援に努めます。

2. 学校教育の充実

(1) 教育内容の充実

- 基本的な学習内容の徹底及び学習への関心や意欲、態度を育てます。
- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた児童や生徒の育成に努めます。
- 地域での奉仕活動や副読本「わたしたちの町かみとんだ」等の資料から、郷土を学び、ふるさとの自然や歴史に親しむ心を育てます。

(2) 健康・食に関する指導等の充実

- 給食未実施校については、実施に向けて協議・検討を重ねていきます。
- 食に対する意識を高めるため、学校における食育指導の充実を図っていきます。
- 学校医により各種健康診断を実施し、児童生徒の健康の保持増進に努めるとともに、教職員に対しても健康管理のため、健康診断を実施します。
- 学校薬剤師による学校の環境衛生の検査を実施し、結果に基づき、必要な管理を行います。

(3) 教育環境の充実

- 小中学校施設の耐震対策は、上富田中学校の耐震補強工事を実施し、早期に町内学校施設の耐震化対策が完了するよう進めるとともに、老朽化している学校施設（プール等）の改修等を進めます。
- いじめや不登校問題については、学校や家庭、適応指導教室、関係機関等と連携し相談体制の充実を図りながら、予防、解消に努めます。
- ICT教育については、機器等の整備を図るとともに、教員がICTを活用して指導ができるよう取り組みます。

※ICT：(Information Communication Technology) 情報や通信に関する技術の総称。

(4) 学校・家庭・地域との連携

- 参観日や学校開放月間等を実施し、学習活動の様子を保護者や地域住民に公開するなど、地域の学校に対する関心を高め、支援や協力が得られるよう取り組みます。
- 学校評価を保護者や学校評議員から受け、それを教育活動に活かします。
- 学校や保護者、地域が一体となって児童生徒の登下校の安全確保に努めます。
- 学校や家庭、地域及び関係機関、団体等と連携し児童生徒の健全育成に努めます。

第3節 人権意識の高揚と男女共同参画の推進

【現況と課題】

平成4年度には、各種団体の代表で構成される「生涯学習推進委員会」を発足し、従来の同和教育を人権教育として生涯学習の大切な柱に位置付けることを確認しました。

また、平成14年度には、同和委員会から引き続き、人権推進委員会を発足させ、人権尊重のまちづくりを進めてきました。

しかし、全国的にはインターネット等による様々な差別事象が多発したり、また、人権侵害事件としてドメスティックバイオレンスや児童虐待、障がい者、高齢者への虐待などが発生しており、今後もすべての人の人権が尊重されるまちづくりが必要です。

また、男女共同参画社会の推進を図るために、平成20年度に町民意識調査を行ったところ、「育児・介護に対する多様な支援を充実する」「人権が尊重・守られる社会づくりをすすめる」「就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる」「男女の仕事と家庭・地域生活との両立を支援する」「家庭や地域社会に男女がともに参画できるよう支援する」の5項目が上位を占める結果となりました。

男女共同参画社会を実現させるためには、関係団体や各種女性団体との連携や支援を行うとともに、町民一人ひとりの男女共生に対する意識の高揚が必要となってきます。

今後は、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、「上富田町男女共同参画基本計画」を軸に実施していくことが必要です。

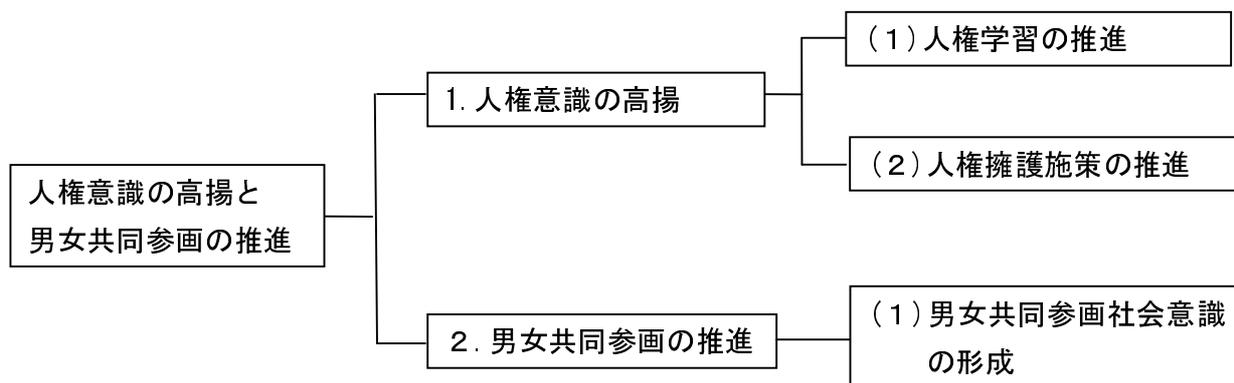
【基本方針】

本町の町民憲章の中に、「人権を尊重し、助けあって平和な福祉の町をつくります。」とうたっています。

その精神に基づき、人権学習の推進を図ります。また、あらゆる差別、人権侵害をなくすまちを目指し、人権意識の高揚に努めます。

また、男女共同参画については、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画の実現を目的とし、「男女がわくわくと、子どもがすくすくと暮らせるまち上富田」の理念のもと、男女がともに豊かな社会を築くことができるように進めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 人権意識の高揚

(1) 人権学習の推進

- 学校や社会、家庭において、人権学習を推進するために、公民館やその他各種団体との協働による人権学習のための講演会の開催や情報、教材の提供を行います。

(2) 人権擁護施策の推進

- 上富田町人権推進委員会や人権擁護委員をはじめ、関係団体と連携した人権啓発活動や人権相談体制の充実に努めます。

2. 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画社会意識の形成

- 次世代社会を担う子どもの誕生を受け入れるための社会環境と家庭環境を整備することは、様々な角度から女性を支える支援体制を整備、強化することに繋がります。人々の夢や希望である子どもたちが、心身ともに健やかに育つことにより、地域は活性化し輝きを増します。

また、男女共同参画意識を育成する教育に力を入れることで、家庭生活の場や、地域コミュニティの場及び職場で、政策・方針決定過程の場などで、男女ともに自分らしく活躍できる社会の形成を目指します。

- ①安心して子育てができる社会づくり
- ②家庭生活への男女共同参画の推進
- ③ふるさとづくりへの男女共同参画の推進
- ④働く場での男女共同参画の推進
- ⑤男女間の人権を侵害する暴力の根絶
- ⑥男女が互いの性を尊重する社会づくり
- ⑦政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

第4節 青少年の健全な育成

【現況と課題】

次代を担う青少年が、各自の持つ能力や個性を十分に発揮するとともに、心身ともに健やかに成長し、地域社会の一員として精神的、社会的に自立することは、すべての町民の願いであり、それを実現させることは、私たち大人に課せられた責務でもあります。

近年、核家族化や少子化が進展し、家庭のあり方に大きな影響を与えています。核家族化は、祖父母等の家族からの教育力を減少させ、少子化は、兄弟姉妹からの影響力を少ないものにしていきます。

また、子どもの塾通いや親の就労形態等の変化により、家族それぞれが個別に活動する時間が長くなり、子どもと保護者が接する時間が少なくなっています。

その結果、家族の結びつきが希薄になることにより、基本的な生活習慣や規範意識の低下など、青少年の成長に影響を与える様々な問題が発生し、それらに対応できない家庭の教育力の低下が顕著になっています。

青少年の健全育成を図るためには、身に付けておきたい基本的な生活習慣、人権の尊重、善悪の判断など、保護者が第一義的責任を認識し、子どもの幸福を最優先に考え、甘やかさず、虐待せず、忍耐強く指導し、家族一丸となって、明るく温かい心の通い合う家庭づくりに努めることが求められています。

また、青少年が、社会性や協調性などを学び、人として成長していく過程で家庭や学校とともに重要な役割を持つのが地域社会です。地域社会は、家庭や学校等を含んだ青少年の主要な生活圏であり、様々な人々とのふれあいを通じて、自立性を発揮し、自己選択、自己責任、相互支援などを通じて、社会性を身に付ける重要な場でもあります。

しかし、近年、住民の価値観の多様化に伴い、地域社会における人間関係が希薄化し、地域社会は青少年の教育機能を果たすに困難な状況にあり、地域社会における教育機能の再生が必要とされています。

地域の大人が、日常的に子どもとの関わり合いを深め、その交流の中で、青少年が主体的に参加できる土壌づくりを進めるため、青少年のボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動などの機会を、青少年関係機関と連携し、地域社会全体で育む教育機能の醸成が求められています。

青少年の健全育成を図るために、家庭や学校、地域社会、関係機関、そして行政が相互に連携、協力し、一体となった取り組みを進めることが、より一層重要となっています。

【基本方針】

学校や関係機関、地域社会が協力し、多様な体験活動やボランティア活動の機会を充実し、親子の参画を促進します。

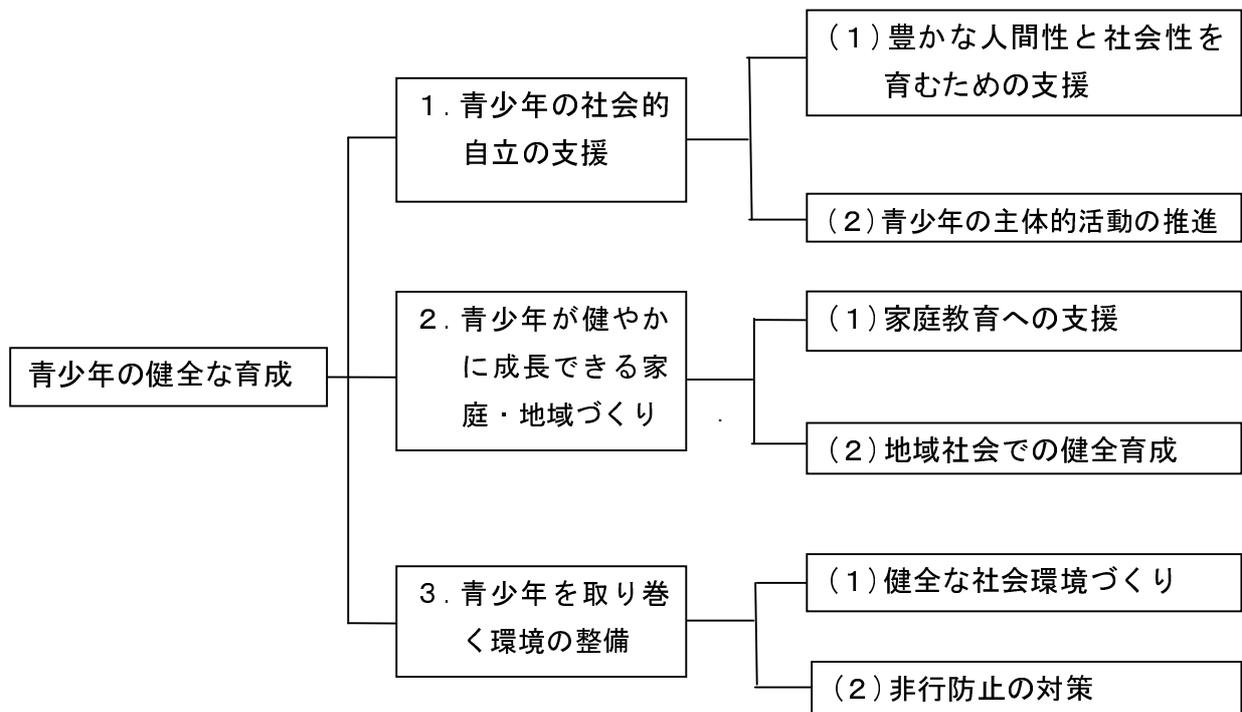
また、家庭の教育的機能の低下に対して、大人は、子どもの成長にとって家庭の役割が、いかに重要であるかを再認識するとともに、親として果たすべき責任と役割を自覚し、家族のふれあいを通して、心の通う温かな家庭づくりに努めます。

今こそ地域の教育力回復に向け、地域の人々が世代を越えて交流していく中で、豊かな人間関係を築いていくことが求められており、すべての大人が、子どもたちの成長を温かく見守りつつ、時には厳しく導いていける地域社会をつくることが重要です。

そのためには、私たちが、まず、自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、自主的に地域の活動を担っていこうという姿勢が大切であり、「子どもは地域社会で育つ」という視点の基に、家庭、学校を含めた地域社会が連携し、各々の機能を十分発揮していくことで、地域社会の育成能力の向上に努めます。

そのためにも、学校や警察、その他関係機関や団体との連携による活動を実践し、青少年の健全育成活動を図ります。

【施策体系】



【施策内容】

1. 青少年の社会的自立の支援

(1) 豊かな人間性と社会性を育むための支援

- 自然や社会の持つ教育力を活かし、将来に生きる体験、喜びや忍耐を学べる自然体験、社会体験等の充実に努めます。
- 知識と感性、人間性を培い、思いやりのある豊かな心を育むよう、ボランティア団体と連携し、読書活動を推進します。

(2) 青少年の主体的活動の推進

- 自然体験学習やボランティア活動を通して、リーダーの役割や手法を学ぶ機会を創出し、青少年リーダーの育成に努めます。
- 海外研修事業をはじめとした国際交流事業の支援に努めます。

2. 青少年が健やかに成長できる家庭・地域づくり

(1) 家庭教育への支援

- 朝食の欠食や孤食等の問題、夜更かしなど生活習慣の問題について、家庭への啓発に努めます。
- 家族の絆が実感できる、親子がふれあう様々な事業を進めます。
- インターネットや携帯電話、テレビゲームなどの様々なメディアから、子どもに与える影響を家庭が認識し、指導できるように啓発を進めます。

(2) 地域社会での健全育成

- コミュニケーションを図るために、声かけ、あいさつ運動を推進します。
- 学校や家庭、地域及び関係団体が互いに情報を共有しながら、地域の特色を活かした地域行事、世代間、地域間の交流事業を進めます。

3. 青少年を取り巻く環境の整備

(1) 健全な社会環境づくり

- 青少年が犯罪に巻き込まれることがないように、地域で子どもを守る体制づくりに努めます。
- 子ども会活動など地域における集団活動を支援します。

(2) 非行防止の対策

- 田辺市・上富田町青少年センター協議会（田辺青少年センター）など、関係機関とともに啓発チラシの配布や巡回活動を実施します。

第5節 文化芸術の振興

【現況と課題】

近年、人々の価値観が、「物」から「心」へと大きく変化し、自己の生活様式を実現するため、文化や芸術への関心が高まっています。

本町には、長い歴史の中で、先人から受け継いできた文化財等が多く残っています。長い歴史の中で培ってきた文化を守り育て、あるいは、新しい文化を創造することは、町民が自分たちの住む地域の素晴らしさを認識し、地域への誇りを持つこととなります。

また、富田川が、昭和10年に国指定天然記念物オオウナギの生息地として保護されているように、今後は、郷土の再発見と地域に残された貴重な文化遺産や、伝統文化、郷土芸能の保護、保存、活用を積極的に行っていく必要があります。

文化は、私たちに心の豊かさや潤いをもたらすものです。人々のふれあい、交流を盛んにし、地域社会ににぎわいや活力をもたらします。

また、文化会館では、自主事業で優れた文化や芸術の鑑賞機会を提供していますが、さらに地域密着型の事業を充実させ、文化活動の活性化を図る必要があります、これらを実施するにあたり、文化会館の舞台機材等、設備の補修を計画的に実施する必要があります。

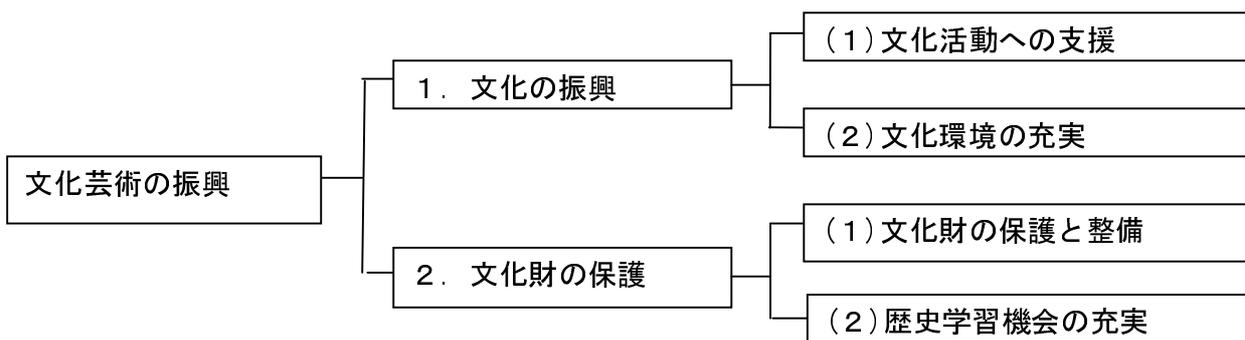
【基本方針】

文化財の保護など様々な措置を講じることにより、積極的に文化遺産の保護に努めます。

文化遺産を積極的に公開、活用し、町民の郷土の文化遺産に対する愛護意識を醸成します。また、オオウナギの保護管理計画を策定していきます。

さらに、文化会館等を活用した文化活動の活性化を図り、町民が文化芸術に触れる機会を増やし、町民の主体的な芸術活動を支援します。

【施策体系】



【施策内容】

1. 文化の振興

(1) 文化活動への支援

- 町民との協働による公演、イベント、発表の機会を増やし、世代間交流を通して、町民が町民に文化を伝える環境づくりに努め、上富田町から独自の文化を発信します。
- 文化協会や各種団体が、活動しやすい環境づくりを支援し、また、町民参加型の文化活動の活性化を図ります。

(2) 文化環境の充実

- 文化会館自主事業では、より多くの方に鑑賞していただける公演を企画するとともに、鑑賞型の事業の他に、地域に密着した参加、体験型の事業を推進します。また、新しいジャンルの公演も積極的に実施し、町民に提供します。
- 文化会館設備の補修と改修を、計画的に実施します。また、多様化するニーズに応えられる設備環境の充実を図ります。
- 文化会館の空き日を利用しての文化合宿、文化交流などの事業を実施します。

2. 文化財の保護

(1) 文化財の保護と整備

- 本町には、唯一の国指定天然記念物オオウナギの生息地として、富田川が指定を受けています。今後、記念物管理団体指定の手続きを進め、国指定天然記念物保護計画の作成に取り組みます。
- 町内の県指定8箇所、町指定37箇所の指定文化財の保護に努めます。
- 文化財防火デーには、防火・防災訓練を上富田消防署と共同で行います。
- 国、県の補助等を活用し、文化財の保護及び郷土芸能の活動、保存の支援に努めます。
- 町内の文化財を定期的にパトロールし、保全活動を進めていきます。

(2) 歴史学習機会の充実

- 多くの町民が、地域に伝わる文化や歴史にふれあい、学習することで、文化や歴史に対する意識の向上を図ります。
また、児童や生徒には、郷土資料館等での学習提供を行っていきます。

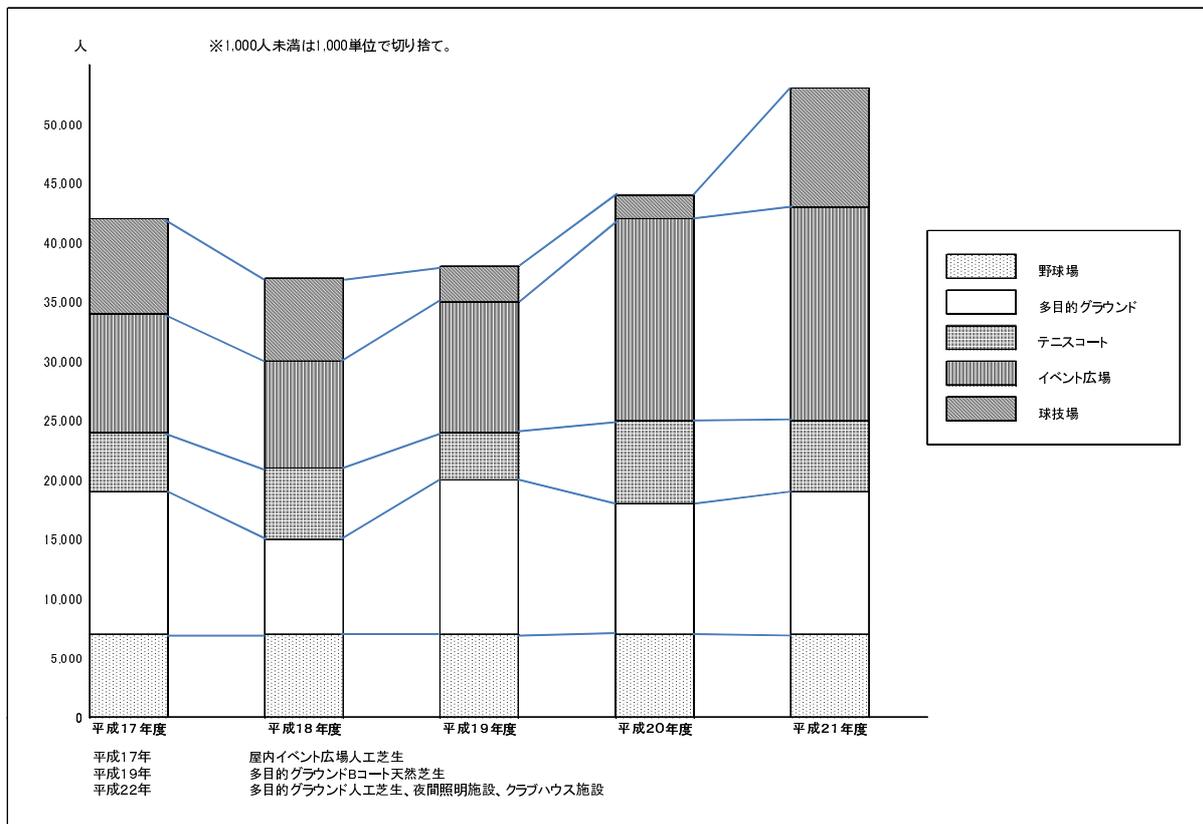
第6節 生涯スポーツの振興

【現況と課題】

町内の体育施設は、上富田スポーツセンターや若もの広場、市ノ瀬体育館、河川敷テニスコート、小中学校の体育館とグラウンドがあり、夜間照明設備のある施設は、上富田スポーツセンター屋内イベント広場と、多目的グラウンドAコート、若もの広場、各小中学校体育館があります。

上富田スポーツセンターは、平成7年に社会体育施設の中核として、野球場と多目的グラウンド、テニスコートを備えて完成し、その後も周辺整備として、人工芝グラウンドやクラブハウス施設などを備え、地域住民だけでなく、県内外からも多数利用されており、地域のスポーツ振興だけでなく、観光スポーツ施設としての役割も担っています。

◆グラフ5 上富田スポーツセンター利用状況



資料：町教育委員会

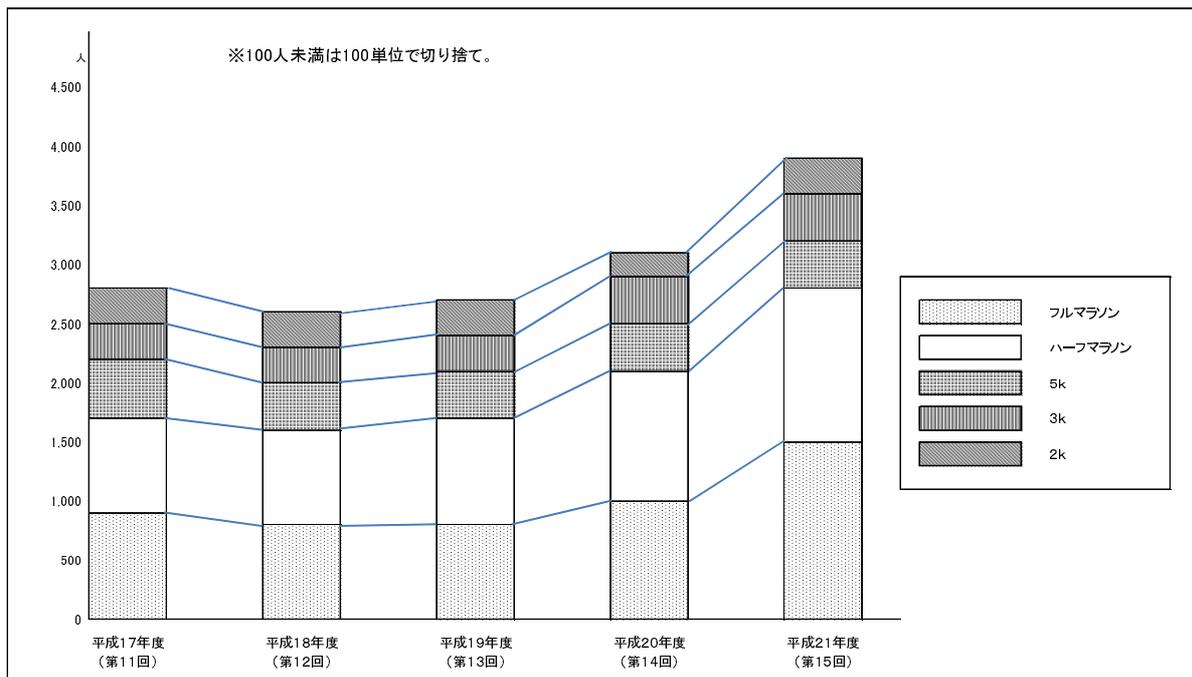
地域スポーツの振興は、体育協会や体育指導委員会、総合型地域スポーツクラブと連携を取りながら、生涯スポーツの普及と振興に努めています。

体育協会は、町内各種団体と各競技団体からなり、スポーツの祭典やスポーツ表彰などを開催しています。

また、スポーツ少年団事業を総合型地域スポーツクラブに委託し、よりきめ細かなサービスを町民に提供しています。

紀州口熊野マラソンは、16回目を迎え、全国各地から約5,000人の方々が参加していただき、和歌山県、田辺市、白浜町等の後援のもとに、和歌山県を代表するマラソン大会として根付いています。また、ボランティアも約1,000人にのぼり、総合型地域スポーツクラブの活動も含め、地域全体で生涯スポーツを支えていく体制が整いつつあります。

◆グラフ6 紀州口熊野マラソン参加者数



資料：町教育委員会

町民のスポーツに対するニーズの多様化や、益々加速する高齢社会に伴い、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめる環境づくりが急務となっています。

そのためには、施設の有効利用、利用団体や指導者の育成も含め、行政と民間が協働し、より良い環境づくりを進めていくことが課題となっています。

【基本方針】

地域スポーツの振興については、一人ひとりが生涯にわたって、健康で気力に満ちた生活が営める地域社会づくりを、総合型地域スポーツクラブや体育協会と連携を取りな

がら進めます。

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツができる環境づくりを進め、そのための指導者の育成に努めます。

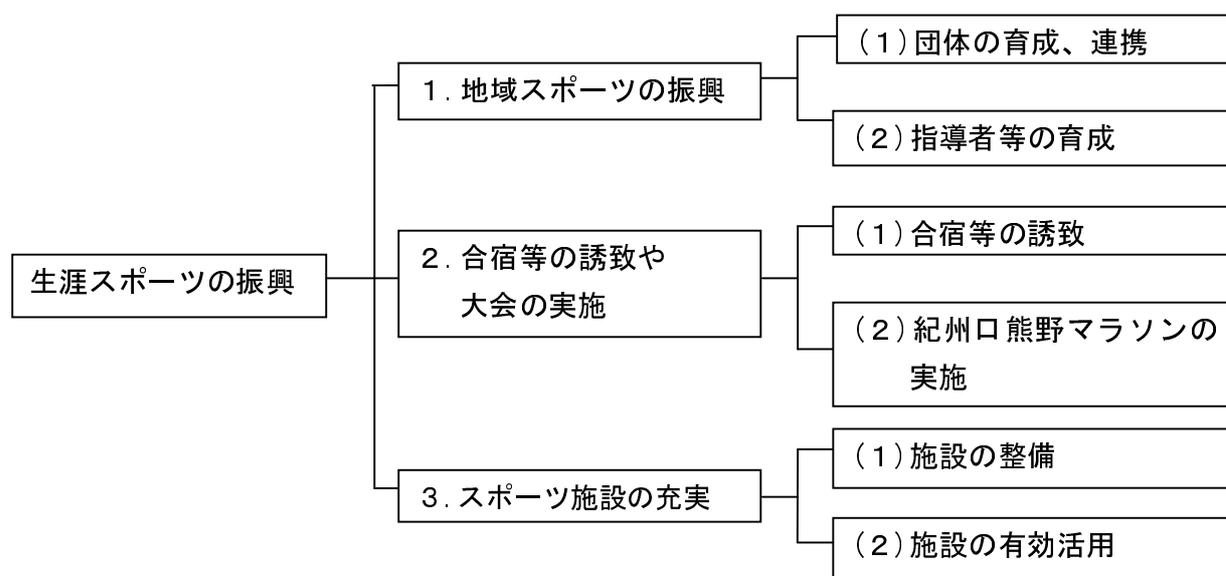
また、体育協会や和歌山県、田辺市、白浜町等とも連携して、紀州口熊野マラソンを継続して実施していきます。

これらの基本方針を実施する中、幼児や小中学生の体力向上や、一般、高齢者の健康増進に努めます。

また、スポーツセンターを有効活用し、県内外からのスポーツ合宿や大会等の誘致を積極的に推進し、地域スポーツ団体との交流を通し、知識や技術の向上を目指すためにも、スポーツセンター等のスポーツ施設の整備充実を図ります。

さらに、年々、多様化する利用者のニーズに応えながら、より効率的、利便的なスポーツセンターの活用を踏まえ、民間への施設管理委託も含め、研究を重ねていきます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 地域スポーツの振興

(1) 団体の育成、連携

- 体育協会や体育指導委員会、総合型地域スポーツクラブと連携を取りながら、町民が、気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりと、各種スポーツ団体の育成に努めます。

(2) 指導者等の育成

- 講習会、研修会等を通してスポーツ指導者等の育成を図り、幼児や小中学生の体力向上や、一般、高齢者の健康増進に努めます。

2. 合宿等の誘致や大会の実施

(1) 合宿等の誘致

- 上富田スポーツセンターを核に、県内外から合宿や大会を誘致し、紀南地方の活性化を図り、その中で地域スポーツ団体との知識や技術の交流を図ります。

(2) 紀州口熊野マラソンの実施

- 紀州口熊野マラソンが、和歌山県を代表するイベントとなるよう、地域スポーツの振興や観光スポーツの推進、国際交流等に努めます。

3. スポーツ施設の充実

(1) 施設の整備

- 学校体育施設や上富田スポーツセンターなどの社会体育施設の整備充実を図ります。

(2) 施設の有効活用

- 学校体育施設の地域開放、社会体育施設の空き時間の有効活用や指定管理者制度の研究を行い、より利用者が活用しやすい環境づくりに努めます。

第3章 魅力あるまちづくり

～安全・安心して暮らすことができるまちづくり～

第1節 安全・安心な暮らしの確保

第2節 適正な土地利用の推進

第3節 生活基盤の整備

第4節 農林業の振興

第5節 商工業・観光(交流)の振興

第6節 定住の促進

第7節 効率的な行財政の展開と町民との協働

第8節 広域行政の推進

第1節 安全・安心な暮らしの確保

【現況と課題】

本町は、和歌山県の南西部に位置しており、台風の経路となることが多く、また、環太平洋造山帯の南海トラフに起因する地震など、気象的にも地質的にも、自然災害が発生しやすい危険な条件下にあります。

こうしたことから、過去には、たびたび台風による被害、河川の氾濫等に見舞われてきました。

このため、本町では地域防災計画に基づき、災害予防や災害応急対策、災害復旧などに関し、総合的かつ計画的な防災行政を推進し、災害時における町民の生命や身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減に努めています。

大規模災害時には、行政が対応できる範囲は限られるため「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方が必要になります。そのため、現在、3割強の町内会で、自主防災組織が結成されています。今後は、町内全地域での結成に向けて働きかけをする必要があります。

また、継続性のある自主防災活動を支援するよう補助制度を設けていますが、活動の活性化のためには制度の充実を図る必要があります。

また、東南海・南海地震などの大地震の発生が予想される状況において、旧耐震基準の建築物の耐震化は、家屋倒壊被害を軽減するために非常に有効であり、地震発生後の応急対策や復旧に必要な公費負担を大幅に軽減できることから、耐震診断や耐震改修を特に重要な事業として位置付けています。

本町では、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業を実施しており、今後も耐震診断を推進し、改修が必要な住宅に対し、早期改修を促すとともに公共施設で災害救助の拠点となる施設等や上水道の管路についても耐震強化を実施し、町民が安心して暮らせる基盤づくりを進める必要があります。

本町の常備消防体制は、平成8年4月より、田辺市に業務委託しており、町内に1消防署を設置し、町民の安全確保に努めていますが、今日の災害は、複雑、多様化しており、様々な災害に迅速かつ的確に対応していくことが求められるとともに、有事に備えた国民保護など新たな対応も求められています。

また、消防団については、定員140名体制で常備消防とともに、消防防災体制の両輪としての役割を担っています。特に、近い将来発生が予想される東南海・南海地震では、消防団の地域密着性、要員動員力等からも重要な防災組織ですが、地域によっては、消防団員の高齢化や団員のなり手不足という大きな問題を抱えていることから、若年層の入団者を確保するため、若者にとって魅力ある消防団づくりへの取り組みが急務となっています。また、消防車両や消防装備、防火水槽等消防資機材、施設の整備についても、計画的に進めていく必要があります。

◆表3 火災発生状況 (単位:件)

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
火災発生件数	9	3	7	5	4

資料:上富田消防署

◆表4 救急出動状況 (単位:件)

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
救急出動件数	638	694	642	649	666

資料:上富田消防署

◆表5 自主防災組織の結成状況 <平成22年4月1日現在>

	岩崎	南紀の台	朝来	生馬	岩田	岡	市ノ瀬	下鮎川	計
町内会数	4	1	47	9	11	12	9	5	98
自主防災組織数	1(4)	1	9	3	4	1	9	1	29 (32)
結成率	100%	100%	19%	33%	36%	8%	100%	20%	33%

資料:町総務政策課

今日の自動車の普及は、日常生活や経済活動に大きな利便性をもたらし、必要不可欠なものとなっている反面、交通事故も発生しています。

このため、歩行者の安全を確保するための交通安全施設の整備をはじめ、交通道德の意識高揚と交通ルールの遵守徹底を進めています。

さらに、全国的に高齢社会を迎えた今日、高齢者が被害者になる、あるいは加害者になるという事故が増加しており、高齢者の安全な移動手段の確保及び高齢者に関わる交通安全対策の積極的な展開が急務となっています。

こうしたことから、本町では、学校や交通指導員会、交通事故をなくす町民運動推進協議会を中心に、関係団体が連携を密にして、交通安全に関する意識の啓発活動や指導、交通安全教室等を実施しているところであり、今後もなお一層の取り組みを進めていく必要があります。

◆表6 交通事故発生状況

	発生件数 (件)	死傷者数 (人)	人口千人当たり死傷者数(人)			運転免許証 保有者数(人)
			上富田町	県平均	全国平均	
平成10年	106	127	8.9	9.6	7.9	9,214
平成15年	118	145	9.8	10.1	9.3	10,251
平成20年	104	137	9.2	8.8	7.4	10,459

資料:田辺警察署

近年の治安状況は、子どもや女性、高齢者が被害になる犯罪が増加し、空き巣やひったくりなど町民に身近なところで発生する犯罪もあります。また、少年犯罪の凶悪化等、憂慮すべき状況にあります。

本町では、中心街であるＪＲ朝来駅前周辺地域では、「朝来駅前防犯パトロール隊」を、また、市ノ瀬・下鮎川地域では、「市ノ瀬下鮎川みまもり隊」を結成し、警察と連携して、犯罪防止に努めています。

さらに、田辺警察署管内の１市２町（田辺市・みなべ町・上富田町）により「田辺地区防犯協議会」を組織し、警察への支援や協力を行うとともに積極的な防犯活動を進めています。

今後も、町民生活の安全を守るため、各種団体や警察と連携を図り、より一層の防犯活動に取り組んでいく必要があります。

また、現在の複雑な社会情勢の中にあっては、町民から民事関係等多種多様な相談があることから、心配ごと相談並びに法律相談を実施するとともに、行政相談員による相談事業についても相談所を開設するなど支援を行っています。

経済社会の急速な変化の中で、消費者を取り巻く環境の複雑、多様化に伴い、電子商取引や通信販売、訪問販売における悪徳商法等による様々な問題が増加傾向にあります。

こうした中、本町では、町民が安全な消費生活を築くための啓発を進めるとともに、県消費生活センターとも連携を図り、苦情相談や生活教養講座、街頭啓発活動の推進、あるいは悪徳商法への対応策等の情報提供に努めています。

【基本方針】

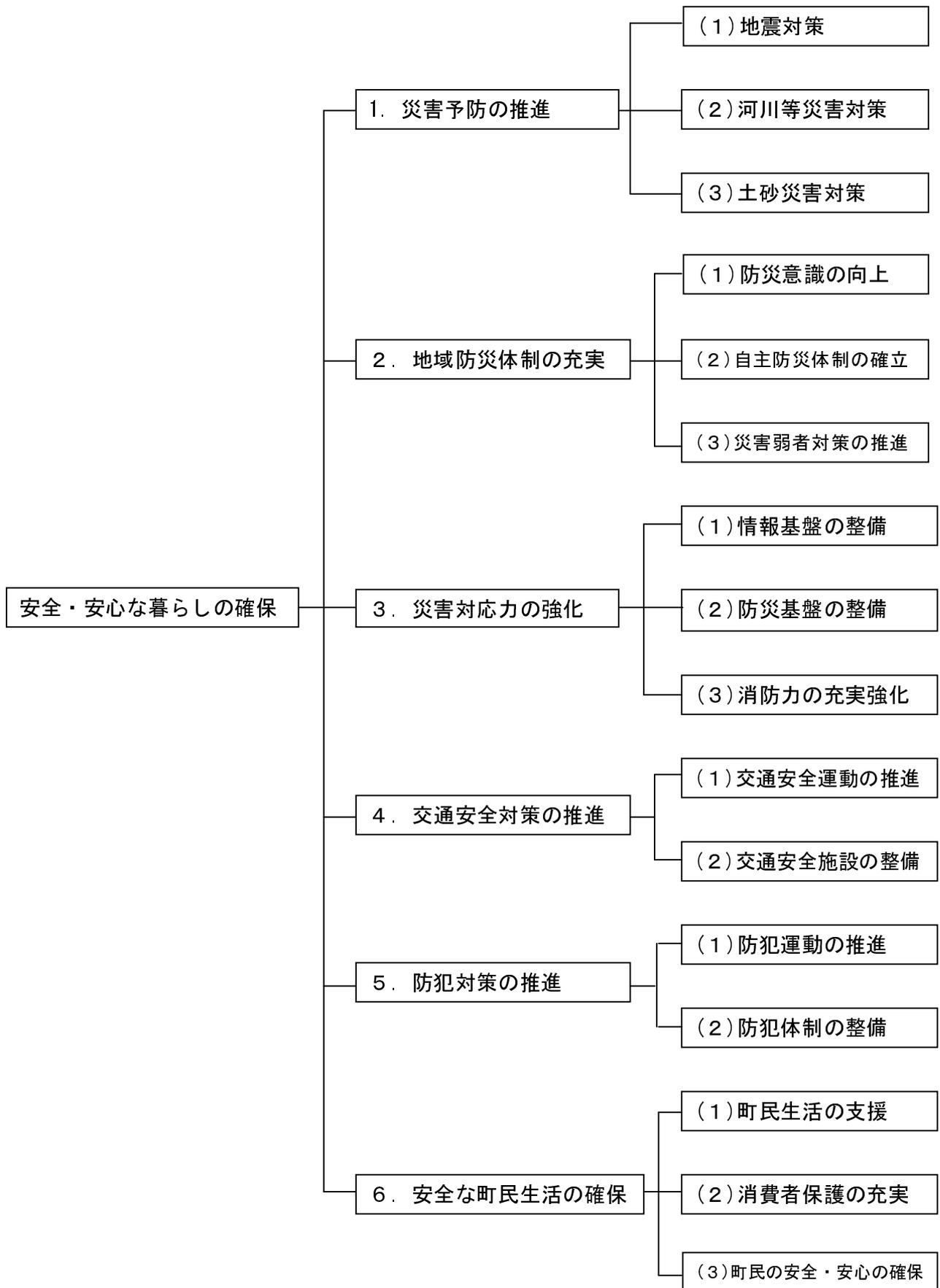
火災をはじめ災害時における町民の生命や身体、財産を守るため、災害対応力や消防力の強化を図ります。

また、被害を軽減するため、災害時における町民一人ひとりの判断力の育成をはじめ、防災、防火意識の高揚、地域の防災体制の充実とともに、防災、防火基盤の強化を町民との協働で進めます。

交通安全施設の整備・充実や、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、明るく住みよい社会を築くため、町民生活を脅かす暴力行為や犯罪をなくす取り組みを進めるとともに、町民生活に関する情報提供や消費者意識を高めるなど安全な町民生活の確保を図ります。

【施策体系】



【施策内容】

1. 災害予防の推進

(1) 地震対策

- 東南海・南海地震などの大地震の発生が予想される状況において、旧耐震基準による木造住宅での被害を軽減するため、耐震診断、耐震改修の補助制度を利用し、早期の診断、改修を積極的に進めます。
- 家具等の転倒防止金具等の設置を啓発します。
- 救出、救護体制の整備、飲料水や食料等の備蓄など災害応急対策を整備、拡充します。

(2) 河川等災害対策

- 河川の洪水による被害を軽減するため、洪水ハザードマップの周知を徹底するとともに、河川整備事業、ため池整備事業等を進めます。

(3) 土砂災害対策

- 保安林をはじめとして町土の保全に努めます。
- 治山・治水機能の整備と維持管理に努めます。
- 地すべり防止対策事業や急傾斜地崩壊対策事業の推進など予防対策に努めます。

2. 地域防災体制の充実

(1) 防災意識の向上

- 総合防災訓練や個別防災訓練については、現実に即した内容など効率よく実施するとともに、町内会や学校、各種団体等において防災学習会を実施し、防災意識や知識の向上を図り、災害に対する備えと被害の防止に努めます。

(2) 自主防災体制の確立

- 自主防災組織が結成されていない町内会に結成を積極的に働きかけ、町全体における自主防災体制の確立を目指します。

(3) 災害弱者対策の推進

- 高齢者等災害弱者の災害時の要援護者個別プランを作成し、弱者対策を推進します。

3. 災害対応力の強化

(1) 情報基盤の整備

- 気象情報等の正しい情報を的確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線のデジタル化や瞬時警報受信システム（J—A L E R T）の整備を図ります。

(2) 防災基盤の整備

- 東南海・南海地震などの大地震発生時の早期避難対策として、地域の状況に即した避難路の設置や避難場所の整備等、安全に避難するための基盤整備を行うとともに、耐震性の高い水道の管路を布設し、ライフラインを強化します。

(3) 消防力の充実強化

- 地域防災体制の要である消防団のより一層の幅広い防災活動を強化するため、研修や訓練の充実と車両装備の整備充実を図ります。
- 火災発生時に有効な水利を確保するため、消火栓や防火水槽の設置を進めます。
- 消防団の動員力を維持するため、若者にとって魅力ある消防団づくりを進め、団員の確保に取り組みます。

4. 交通安全対策の推進

(1) 交通安全運動の推進

- 児童生徒や園児を対象とした交通安全教室の開催や、交通指導員を中心とした通学、通園路における保護や誘導、指導等を通して、子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通弱者である高齢者を対象とした参加、体験型の交通安全教室を実施するとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を進めていきます。
- 夜間の交通安全のため、自転車の無灯火指導及び夜間歩行者への反射材の着用を普及、促進します。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩行者やドライバーの安全確保のため、道路の段差の解消やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を進めます。
- 信号機の新設を警察へ要望していきます。

5. 防犯対策の推進

(1) 防犯運動の推進

- 田辺地区防犯協議会や地域防犯パトロール隊等の自主防犯組織が推進する防犯に関する各種啓発活動への支援を通して、町民一人ひとりの防犯意識を高揚させるとともに、それぞれの地域での自主的、主体的な防犯運動へと発展するよう取り組みます。
- 青色回転灯を装備したミニパトによる巡回活動など、広報啓発活動等の充実により、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(2) 防犯体制の整備

- 犯罪防止や町民の通行安全のため、各町内会の防犯灯設置を支援し、地域の安全を

確保します。

6. 安全な町民生活の確保

(1) 町民生活の支援

- 複雑な社会情勢に伴う町民からの多種多様な相談に対し、安心して生活が送れるよう、心配ごと相談や弁護士による法律相談等の支援を行います。
- 行政相談員による行政機関に対する各種相談を支援します。

(2) 消費者保護の充実

- 悪質商法やクーリングオフなど消費生活に関わる情報について、広報紙等により被害防止の啓発に努めます。
- 多重債務者等の支援についても、県消費生活センターと連携して、消費者問題に関する相談窓口を強化します。

(3) 町民の安全・安心の確保

- 近年の国際情勢の不安定化やテロ活動等が問題となる中、対処法として有事関連三法が成立した状況において、有事において町民をいかに保護するかという上富田町国民保護計画に基づき、町民の安全、安心を確保していきます。

第2節 適正な土地利用の推進

【現況と課題】

本町における土地の利用形態は、農地、山林、宅地、河川などの様々な地形条件を備えています。大きく変動する社会経済情勢において、ライフスタイルや農業構造の変化等により、住宅地、商業地、工業地の土地利用形成は十分とはいえず、遊休農地の増加、山林における荒廃等の問題があります。

こうしたことから、住民生活と産業活動との両立を図るため、調和のとれた魅力ある土地利用が課題となります。

◆表7 土地利用区分面積の概要 (単位：ha)

利用区分	農地		山林・原野等	宅地	その他	合計
	田	畑				
平成7年	281	407	3,704	237	1,120	5,749
平成12年	260	404	3,703	250	1,132	5,749
平成17年	254	407	3,726	262	1,100	5,749

資料：土地利用現況報告書

登記所（法務局）にある登記簿と公図は、明治初期に作成されたもので、土地の面積や位置等が、現況と整合性のとれないこともあり、円滑な土地利用の妨げや、土地の境界紛争の原因となっています。

このようなことから、地籍調査事業を推進し、土地情報を明確にすることが課題となっています。

◆表8 地籍調査の実施状況

年 度	地 区 名	面積 (k m ²)
平成 7年～平成 8年	下鮎川	0.60
平成 8年～平成 9年	朝来字大坪・坊垣内・上内代・馬川	0.30
平成 9年～平成10年	朝来字沖之芝・下内代	0.43
平成10年～平成11年	朝来字里田・津呂塗屋・大沼	0.45
平成11年～平成12年	朝来字大内谷・岩崎字野田	1.13
平成12年～平成13年	朝来字峠・岩崎字蓮ヶ池・坊垣内	0.75
平成13年～平成14年	岩崎字寺谷・大泓・田尻・後口山	4.06
	生馬字十林・下谷	
	朝来字荒堀	
平成14年～平成15年	朝来字飛曾川	3.54
	生馬字山王	
	市ノ瀬字後代・銭岩	
平成15年～平成16年	朝来字檜ノ木・馬ノ谷・小黒水	1.07
	市ノ瀬字根皆田・池谷	
平成16年～平成17年	朝来字上ワ通り	1.21
	生馬字曾根・下滝・田津	
平成17年～平成18年	生馬字砂田・釜ヶ谷・篠原・両新田	1.38
平成18年～平成19年	生馬字池田・救馬谷・松尾・西山	1.02
平成19年～平成20年	生馬字汁谷・壺町田・北ヶ原・鳥淵	0.93
平成20年～平成21年	岩田字大山前・立平・井之谷	0.89
平成21年～平成22年	岩田字上岩田・方鹿	0.78

資料：町総務政策課

【基本方針】

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、環境や防災、地域の特性に配慮しながら、都市環境の向上と農村地域の魅力を、最大限引き出す観点から、町民の理解と協力をもとに長期的な視野に立ち、総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが必要です。

このため、農業と商工業の調和のとれた田園工業型のまちづくりを進めていくなかで、農村地域においては、豊かな自然環境や歴史的資産などの地域の多様な資源を守り活かしながら、農地の効率的利用や保全、生活環境の維持と向上に努めます。

都市計画区域においては、用途地域設定の検討を進めます。今後、土地の有効活用を促し、活性化させることにより、住宅や企業の立地促進及び商工業振興など、行政、交通、商業、工業、居住等の様々な機能が集積された利便性が高く快適な都市空間を創出

していきます。

本町が、自然環境の保全や生活環境との調和を図りながら、住みよく活力のあるまちに発展するよう、都市計画マスタープランなどの土地利用関連計画の策定を図ります。

また、農林業の振興を進め、農用地の有効活用や森林の適正な整備を進め荒廃防止に努めます。

さらに、町有地のあり方と企業団地の利用促進、有効活用を図ります。

町民生活の利便性等を確保するため、地域活動の拠点であるコミュニティ機能の整備と充実に努めます。

国土調査法に基づく地籍調査事業を計画的に実施し土地の有効利活用に際し、権利関係の明確化、公共事業や災害時の復旧の円滑化を図ります。

【施策体系】



【施策内容】

1. 計画的な土地利用の推進

(1) 計画的な農用地の利用

- 上富田農業振興地域整備計画を基本として、農村基盤の整備を進めるとともに、農地景観を構成する優良農地の維持保全を図るとともに、それぞれの地域特性にあった生活基盤の整備を進め、住みよく美しい農村集落を創造し、豊かな環境を形成します。

(2) 自然環境の保全と利用

- 和歌山県土地利用基本計画を基本として、森林を中心とした自然環境及び河川等の

水辺の空間等の保全活用を進め、町民が将来にわたって、自然の恵みを受けることができるよう土地利用の適正化を図ります。

(3) 住宅地の誘導

- 土地利用の高度化と居住環境の向上を目標に、ゆとりと快適性のある街並みを形成するために、秩序ある市街地整備を検討し、計画的な住宅、宅地の誘導を進めます。

(4) 用途地域設定の検討

- 本町のもつ地形的な特長や、これまでの町民活動の営みにより形成されてきた現在の土地利用を継承しつつ、時代の流れに合った方向性を考慮して、県策定の和歌山県上富田都市計画区域マスタープランを基本とし、本町独自の都市計画マスタープランなどを作成し、適正な用途地域設定の検討を進めます。

2. 地籍調査の推進

(1) 地籍調査事業

- 地籍調査については、計画的な土地利用の前提ともなる土地状況を把握するため、地権者、地元協力員など関係機関と連携を密にして、早期完了を目指します。

第3節 生活基盤の整備

【現況と課題】

本町の道路網の骨格は、国道42号と国道311号を幹線道路とし、それに接続した県道と町道で構成されています。

国道については、改修が必要な区間があり、順次整備が進められています。また、県道についても、未改修区間の整備を行い、交通困難な箇所への解消に向けて取り組まれています。

町道については、幅員が狭小で車の対向が困難な箇所が随所にあるため、部分的な改修や、経年劣化により傷んだ舗装の補修を行っています。

また、町民に身近な生活道路を整備し、町民参加による清掃や草刈り、花木の植栽を行って、憩いのある道路環境を目指します。

車社会の中、歩行者等に配慮した歩道の整備や、バリアフリー化で、安全で人に優しい道づくりが課題となっています。

◆表9 町道延長<平成22年4月1日現在> (単位：m)

1級	2級	その他	計
9,010	20,616	184,991	214,617

資料：道路台帳

今後、起こりうる東南海・南海地震に備え、町が管理している橋梁については、調査、点検を行い、耐震化、長寿命化を目指します。

◆表10 橋梁数<平成22年4月1日現在>

15m以上	15m未満
30 <small>きょう</small> 橋	204 <small>きょう</small> 橋

資料：道路台帳

公共交通において重要な位置付けにあるバスについては、民間の路線バス事業者2社が運行されていますが、社会構造の変化により、利用者は減少しています。こうした状況から、路線バス事業の経営を厳しいものにしていきます。

一方では、高齢化に伴い、自動車等の利用が困難になる高齢者が、増加することも見込まれます。

また、町が運営する町内循環型のコミュニティバスがあり、町内における通学や通院、買い物などのために、児童や高齢者、障がい者には、欠かせない存在となっています。

しかしながら、朝夕は混雑していますが、昼間は利用者が著しく少ない状況にあります。

す。

鉄道においては、本町における最寄りの駅は、JR紀勢本線朝来駅ですが、本数の確保と、高校生等の通学としての利便性が求められています。

◆表11 路線バス一覧表<平成23年2月1日現在>

路線名	起 点	経由地	終 点	便数	運行事業者
白浜線	田辺駅前	朝来	三段壁	10	明光バス(株)
熊野線	田辺駅前	朝来	栗栖川	12	明光バス(株)
川添線	田辺駅前	朝来	市鹿野・合川	5	明光バス(株)
熊野本宮線	紀南病院	朝来	発心門王子	5	龍神自動車(株)

資料：町総務政策課

情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、情報通信基盤の重要性は、地域における生活の利便性や快適性の向上、安全、安心の確保、産業の活性化と雇用の場の確保、行政サービスの向上と効率化など、様々な面において高まっています。

このため、情報通信技術を円滑に利活用できる地域と、そうでない地域との情報格差の問題があります。

また、情報通信技術を使った不正アクセス等、プライバシーの問題やネット犯罪などが、社会問題化しており、情報化社会におけるモラルも求められています。

本町の上水道の普及率は99.8%とほぼ全町を網羅しています。また、田辺市へ日量12,000m³の水道水を供給しています。

近年、水道事業を取り巻く環境もより高度化し、水の安定供給に加えて、安全でおいしい水の供給が求められるようになっていきます。

◆表12 上水道の状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
現在給水人口(人)	15,290	15,282	15,278	15,301	15,228
年間給水量(千m ³)	8,169	8,202	8,287	8,310	7,938
1日平均配水量(m ³)	22,381	22,471	22,703	22,767	21,747
普及率	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%

資料：町上下水道課

下水道については、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業にて整備を進めています。

公共下水道事業は、平成10年度より整備に取り組んでおり、朝来駅周辺から順次管

路工事を行い、現在も整備中です。また、浄化センター完成に伴い、平成19年度より一部供用開始し、管路の整備が完了した区域から順次供用開始を行っています。

農業集落排水事業は、平成6年度から平成15年度までに全5地区すべてが、完成し供用開始しています。

また、公共下水道区域、農業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽設置整備事業にて整備を行っています。

これからも、上水道、下水道については、住民生活を支える重要なライフラインであるため、災害に強く、安心して利用できる施設の整備、拡充を進めていく必要があります。

◆表13 下水道等の状況<平成22年5月1日現在>

	事業許可 面積 (ha)	処理整備済み区域			水洗化	
		面積 (ha)	人口 (人)	戸数 (戸)	戸数 (戸)	普及率
公共下水道	111	66	2,430	1,258	551	43.8%
農業集落排水施設	112	112	4,985	1,579	1,100	69.7%

資料：町上下水道課

◆表14 浄化槽設置状況

	平成17年度 以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単独浄化槽	1,125基	—	—	—	—
合併浄化槽	1,861基	41基	56基	32基	25基

資料：町上下水道課

【基本方針】

多様な交通需要に対応するため、近畿自動車道紀勢線の早期開通と、国道、県道の未改修区間の整備の促進に努めます。

町道については、狭小で車の対向が困難な箇所や、身近な生活道路や歩道の整備、バリアフリー化を行い、安全で人に優しい道づくりに努めます。

町が管理している橋梁については、調査、点検を行い、長寿命化修繕計画を策定し、耐震化、長寿命化を行って災害に強い道路網を形成できるよう努めます。

町民の日常生活の利便性を高めるため、隣接市町との連携のもと、バスや鉄道の利便性の向上を目指します。

情報通信の地域間における格差の解消を目指して、通信事業者等との協議を進めます。

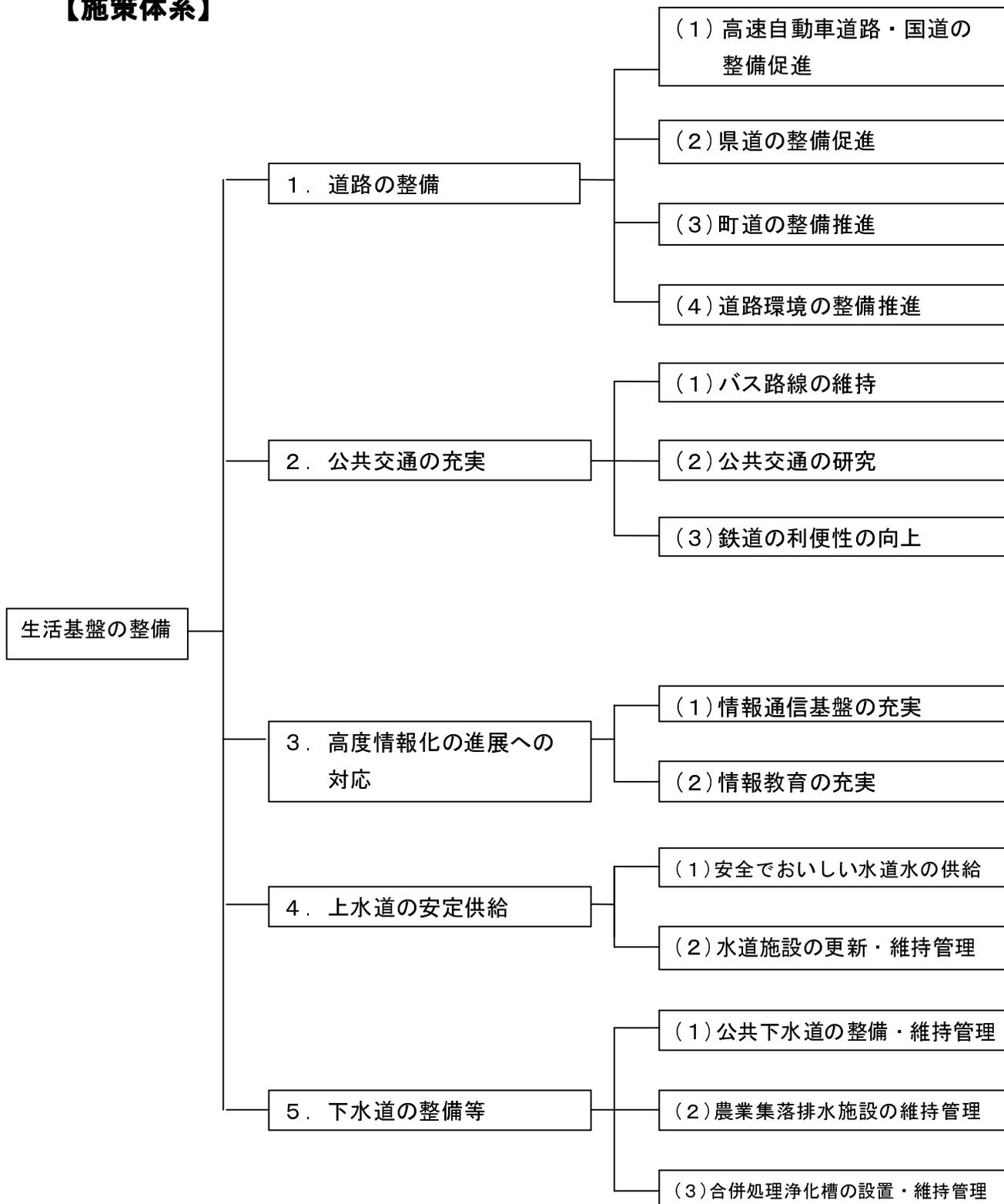
また、情報教育の充実を図ります。

上水道については、経済性、緊急性を考慮しながら、老朽化した施設の改良更新、また、耐震化を図り、安全でおいしい水を安定して供給できるよう施設の運用、管理に努

めます。

下水道については、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の3つの柱で整備を進め、富田川等公共水域の水質保全や、健康で快適な生活環境の維持に努めます。また、未整備地区の早期解消及び、施設の適切な維持管理と加入促進に努めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 道路の整備

(1) 高速自動車道路・国道の整備促進

- 近畿自動車道紀勢線の事業促進及び早期完成を国、県に要望します。
- 国道42号、国道311号の整備促進を国、県に要望します。

(2) 県道の整備促進

- 県道上富田すさみ線、県道上富田南部線、県道岩田保呂線、県道田辺白浜線、県道
下川上牟婁線等の未改修区間の整備促進を県に要望します。

(3) 町道の整備推進

- 町道の整備に努めます。
- 橋梁の耐震化、長寿命化に努めます。

(4) 道路環境の整備推進

- 歩道の整備と段差等のバリアフリー化に努めます。
- 町民参加による身近な生活道路の清掃や草刈り、花木の植栽を行って、潤いや憩い
のある道路環境を目指します。

2. 公共交通の充実

(1) バス路線の維持

- 路線バスについては、利用ニーズに合わせ、バスの運行経路、本数、時間帯等につ
いて、バス事業者等との協議を進めていきます。

(2) 公共交通の研究

- 町内における公共交通のあり方について、様々な制度を研究し、本町の実情にあつ
た検討を進めます。

(3) 鉄道の利便性の向上

- 鉄道においては、ダイヤ改正をはじめとした要望を、県や沿線市町で組織する紀勢
本線活性化促進協議会での運動と合わせて進めます。

3. 高度情報化の進展への対応

(1) 情報通信基盤の充実

- 情報通信の高速化を図るため、通信事業者におけるサービス向上を要望するための
協議を、町民との協働で進めます。

また、携帯電話の利用可能エリアのさらなる拡大を目指して、事業者等との協議を進めます。

(2) 情報教育の充実

- 生涯学習（学校教育を含む）において、パソコンの使い方や情報モラルにおける教育、学習などの充実に努めます。

4. 上水道の安定供給

(1) 安全でおいしい水道水の供給

- 浄水施設の高度化を検討します。
- 水質管理の方法や監視装置の更新等により体制の強化に努めます。
- 貯留槽水道等の衛生対策について、広報や指導、助言等を行います。
- 安定した水源の確保について、既存水源の保全や点検強化を行い、地下水の合理的な確保に努めます。

(2) 水道施設の更新・維持管理

- 効率的な施設の整備について、老朽化の進んだ施設や管路の更新は、耐震化計画と整合性を図りながら計画的に進めます。
また、更新や維持管理にかかるコスト低減に努めます。
- 耐震診断等を行い、基幹施設の耐震化を図るとともに、管路の経年劣化、材質、重要度等を考慮して優先順位を付け、耐震化を進めます。
- 危機管理システムの確立のために、老朽化が進んでいる遠隔監視制御システムの再構築について検討します。
また、大規模災害等に備えて応急給水施設等の整備について検討します。
- 事業経営の効率化、強化について、中長期財政計画を策定するなど財政の健全化に努めます。
また、定期的に適正な料金のあり方についても協議し、水道経営の安定化に努めます。

5. 下水道の整備等

(1) 公共下水道の整備・維持管理

- 耐震設計による公共下水道施設の計画的な整備を行い、供用開始区域の拡大に努めます。
- 公共下水道施設の適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。
- 供用開始区域において、加入促進に努めます。

(2) 農業集落排水施設の維持管理

- 農業集落排水施設の経年劣化等が見込まれることから、計画的な施設の更新に努めます。
- 地元の維持管理組合と連携し、加入促進に努めます。

(3) 合併処理浄化槽の設置・維持管理

- 合併処理浄化槽区域(公共下水道整備区域・農業集落排水整備区域外)については、合併処理浄化槽の設置を進めます。
- 快適な生活環境の維持や水質保全のため、適正な維持管理の指導や助言等を行います。

第4節 農林業の振興

【現況と課題】

本町の農業は、果樹を中心に、水稻、野菜、花卉、畜産などが行われていますが、経済不況による消費の減少、農産物の価格低迷、鳥獣被害の影響や農家の高齢化と後継者不足などにより、農家経営の環境については、益々厳しい状況が続いています。

このような中で、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、遊休農地化を防止し、経営規模の拡大、生産性の向上及び労働力の省力化を図ることにより、農業経営の見直しと効率的、安定的な農業の確立と食料自給率の向上を目指すことが課題となっています。

◆表 15 専業・兼業別農家数 (単位：戸)

区分	農家 総数	専業 農家	兼業 農家	農業を主とする兼業農家 (第1種兼業農家)			兼業を主とする兼業農家 (第2種兼業農家)		
				雇用兼業 農家	自営兼業 農家	計	雇用兼業 農家	自営兼業 農家	計
平成7年	845	189	656	102	9	111	443	102	545
平成12年	762	133	629	92	—	92	506	31	537
平成17年	716	152	564	77	—	77	456	31	487

資料：農林業センサス

◆表 16 農産物販売額別農家数 (単位：戸)

区分	農家 総数	販売 なし	15万円 未満	15～50 万円	50～100 万円	100～ 200万円	200～ 300万円	300～ 500万円	500～ 700万円	700～ 1000万円	1000万 円以上
平成7年	845	216	114	150	104	63	48	51	31	29	39
平成12年	762	317	33	87	77	70	45	43	29	25	36
平成17年	716	312	87		65	82	39	49	26	16	40

資料：農林業センサス

町土の約65%を占めている森林は、地域住民の生活に密着した里山から、水源かん養、土砂流出防備機能を重視した森林、林業生産活動が実施されている人工林地域、広葉樹が生育する天然性林地域の多様な構成となっています。

林業をめぐる状況は、人工林資源が充実し、その多くが利用期に達する一方、国産材の需要減少、林業従事者の後継者不足など林業経営の環境は、非常に厳しく、林業の衰退が見受けられます。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産コスト及び労働強度の軽減を図るため高性能林業機械の導入は、森林施業の集約化を推進するためにも重要な課題となっています。

◆表 17 森林資源現況表＜平成 22 年 4 月 1 日現在＞

(単位 : ha)

区域面積	森林面積	民有林			国有林	
		人工林	天然林	その他	人工林	その他
		5, 7 4 9	3, 6 9 2	2, 6 9 6	9 1 3	2 6

資料：町産業建設課

【基本方針】

地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していきます。

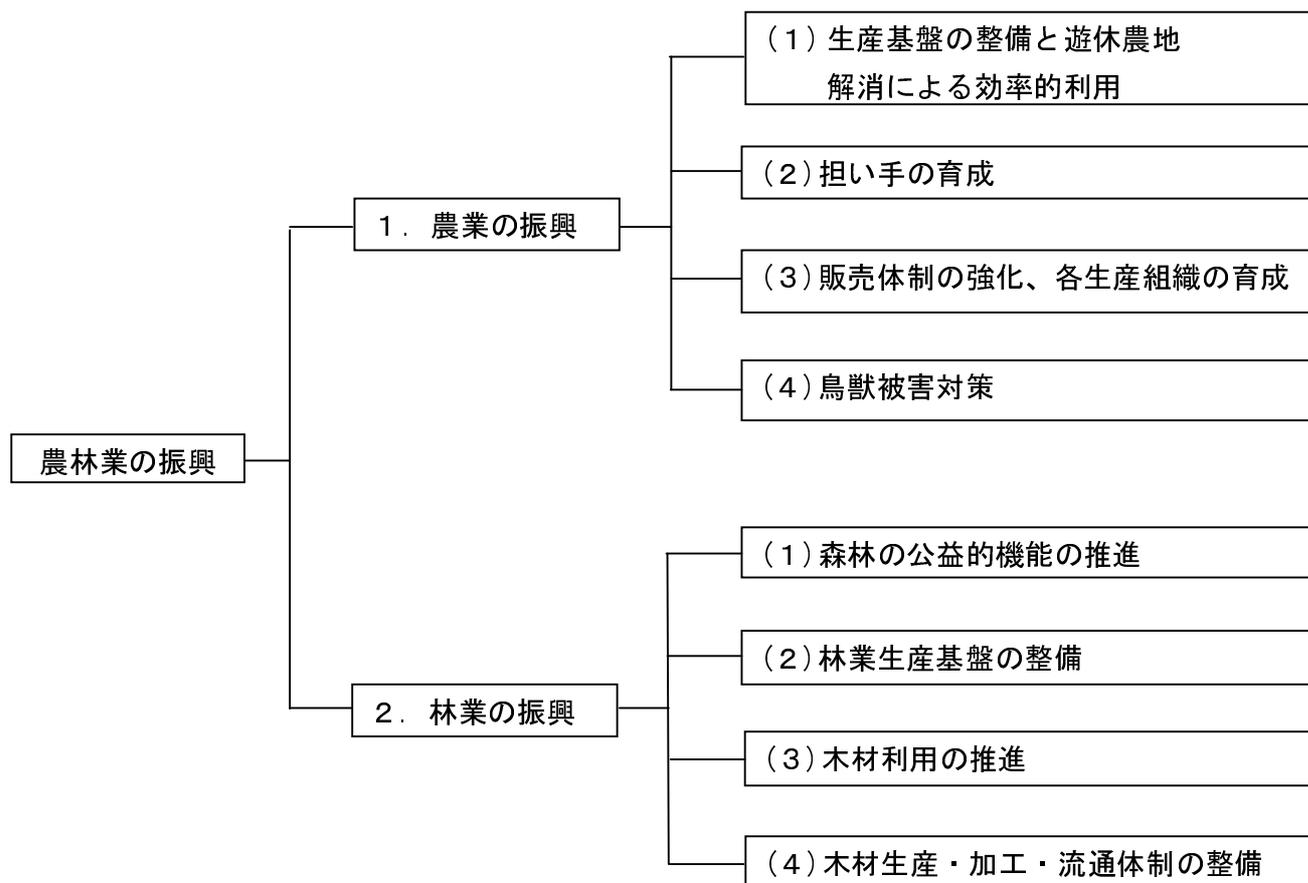
今後、農業生産基盤整備を進めていく一方で、農業の多様な担い手の確保、経営基盤の強化、農地の有効利用と維持再生、さらには、梅、みかん、熊野牛などのブランド化や観光を含めた農業の6次産業化を検討していきます。

また、森林の有する多面的機能を発揮する観点から、林業後継者の育成、森林施業の集約化や生産基盤の整備を図ります。そのため、林業の機械化を促進するとともに、作業路網の整備や労働環境の改善を進め、持続可能な森林経営の近代化及び木材生産、加工、流通体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に進める必要があります。

近年、環境問題に端を発し森林に対する関心が高まり、植樹や緑化推進活動が活発化してきており、関係団体等と協力して地域と一体となった森林づくりへの活動を支援していきます。

紀南地域が一带となり、人工林資源を有効に活用するため、適切な林業生産活動を通じた整備に努めます。また、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、公共建築物における紀州材の利用を促進し、木材自給率の向上を図ります。

【施策体系】



【施策内容】

1. 農業の振興

(1) 生産基盤の整備と遊休農地解消による効率的利用

- 農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農地の遊休化を防止し、経営規模の拡大、生産性の向上及び労働力の省力化を図ることにより、農業経営の見直しと効率的、安定的な農業の確立を目指します。
- 農道整備、灌漑整備、用排水路整備を進めます。
- 圃場整備、農用地開発、農村生活環境整備を進めます。
- 遊休農地の利用推進と農地貸借の斡旋を進めます。
- 優良農地の保全と農作業受委託を進めます。

(2) 担い手の育成

- 県、農業委員会、農業協同組合などが、相互の連携のもとで、濃密な指導を行うため、農業振興協議会を中心に、販売体制の強化、各生産組織の育成強化、生産技術及び指導體制の強化などあらゆる取り組みを促進して、農業経営と栽培技術の普及改善に努めます。

また、農業者及び関係団体が一体となって、農業に対する理解を深めながら農業経営の安定向上と豊かな生活環境を整え、合わせて後継者育成を図ります。

- 生産組織の支援及び後継者グループの活動を支援します。
- 新規就農者の支援並びに中核的農家の確保と認定農業者の育成に努めます。

(3) 販売体制の強化、各生産組織の育成

- 農業の6次産業化を図るため、農産物のブランド化のための栽培技術の向上と、合わせて優良品種の導入を進めて、生産から加工、販売に至るまでのシステムを確立し、消費者のニーズを満足させるために、マーケティング発想を取り入れ、安全、安心な農産物の供給と直販体制の推進等、地産地消に努めます。

また、市場開拓の糸口として「梅採り体験事業」「みかん採り体験事業」など、都市との交流事業や梅やみかんの市場とのつながりをさらに発展させ、販売促進を図ります。

(4) 鳥獣被害対策

- 鳥獣による農作物被害が増大しており、農業関係団体を中心として協議会を組織し、防護柵などの設置や狩猟免許の取得の推進と合わせて猟友会との連携をとり、捕獲を進め農家収益の確保を図ります。

2. 林業の振興

(1) 森林の公益的機能の推進

- 森林が有する水源かん養や土砂災害の防止、生物多様性の保全、地球環境保全などの多面的機能をより高度に発揮させるため、各機能の充実と調整を図り、適正な森林整備の実施により、健全な森林資源の維持増進を進めます。
- 森林が有する公益的機能や里山の保全を図るため、森林所有者の理解を得ながら、伐採跡地への企業の森等の民間活力を利用した広葉樹等の植栽を進めます。

(2) 林業生産基盤の整備

- 森林施業に基づく適切な森林整備により、健全な森林資源の維持増進を図るため、各行政機関をはじめ、森林組合、森林所有者が一体となって協力し、互いの技術指導や啓発、普及、助言などに努めるとともに、計画的な森林施業と集約化を図ります。
- 森林施業の集約化と生産コストの低減を図るため、林道や作業路網の整備を進め、作業の効率化、労働力の省略化に向けた林業の機械化を進めます。

(3) 木材利用の推進

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行に伴い、今後、建築される公共施設等については、木造化、内装材の木質化等で木材の利用拡大を進め、地域産材で癒し効果のある紀州材の普及啓発に努めます。

(4) 木材生産・加工・流通体制の整備

- 今後、伐期を迎え計画的に生産される間伐材等の素材生産については、生産から加工、流通に至る一貫した体制の確立を期し、林業活動の活性化と安定的な素材の生産、持続可能な森林経営を支える森林組合などの林業事業体の強化に努めます。
- 燃料としての木質チップの利用等、間伐材を含め新たな木材利用について、森林組合と協働で検討を進めます。

第5節 商工業・観光(交流)の振興

【現況と課題】

小売業をはじめ、本町の商業は、景気の影響や大型店の進出等により、商店経営は厳しいものとなっています。

◆表 18 卸売業・小売業の現状 (単位：事業所・人・千円)

	事業所数		従業者数		商品販売額	
	平成9年	平成19年	平成9年	平成19年	平成9年	平成19年
小売業	162	133	784	779	1,205,304	1,315,911
卸売業	15	30	96	251	903,851	754,252
計	177	163	880	1,030	2,109,155	2,070,163

資料：商業統計調査（5年に1度調査）

町内の工業は、依然として景気の低迷による影響を受け、厳しい状況が続いています。特に、建設業は、公共事業の縮小等により極めて深刻な状況です。

◆表 19 工業の現状 (単位：事業所・人・千円)

事業所数		従業者数		工業出荷額等	
平成10年	平成20年	平成10年	平成20年	平成10年	平成20年
42	34	1,033	1,165	1,817,968	2,015,622

資料：工業統計調査（毎年調査）

観光について、本町は自動車で20分圏内にJR紀伊田辺駅、白浜駅、南紀白浜空港があり、交通アクセスの利便性に優れています。また、近畿自動車道紀勢線の南伸という優位性を活かして、今後はいかに都市住民等に、本町の魅力を分かりやすい形で発信していくことが重要な課題です。

◆表 20 観光客の動態 (単位：人)

宿泊客		日帰り客		総数	
平成11年	平成21年	平成11年	平成21年	平成11年	平成21年
26,160	31,421	228,957	269,808	255,117	301,229

資料：観光動態調査（毎年調査）

【基本方針】

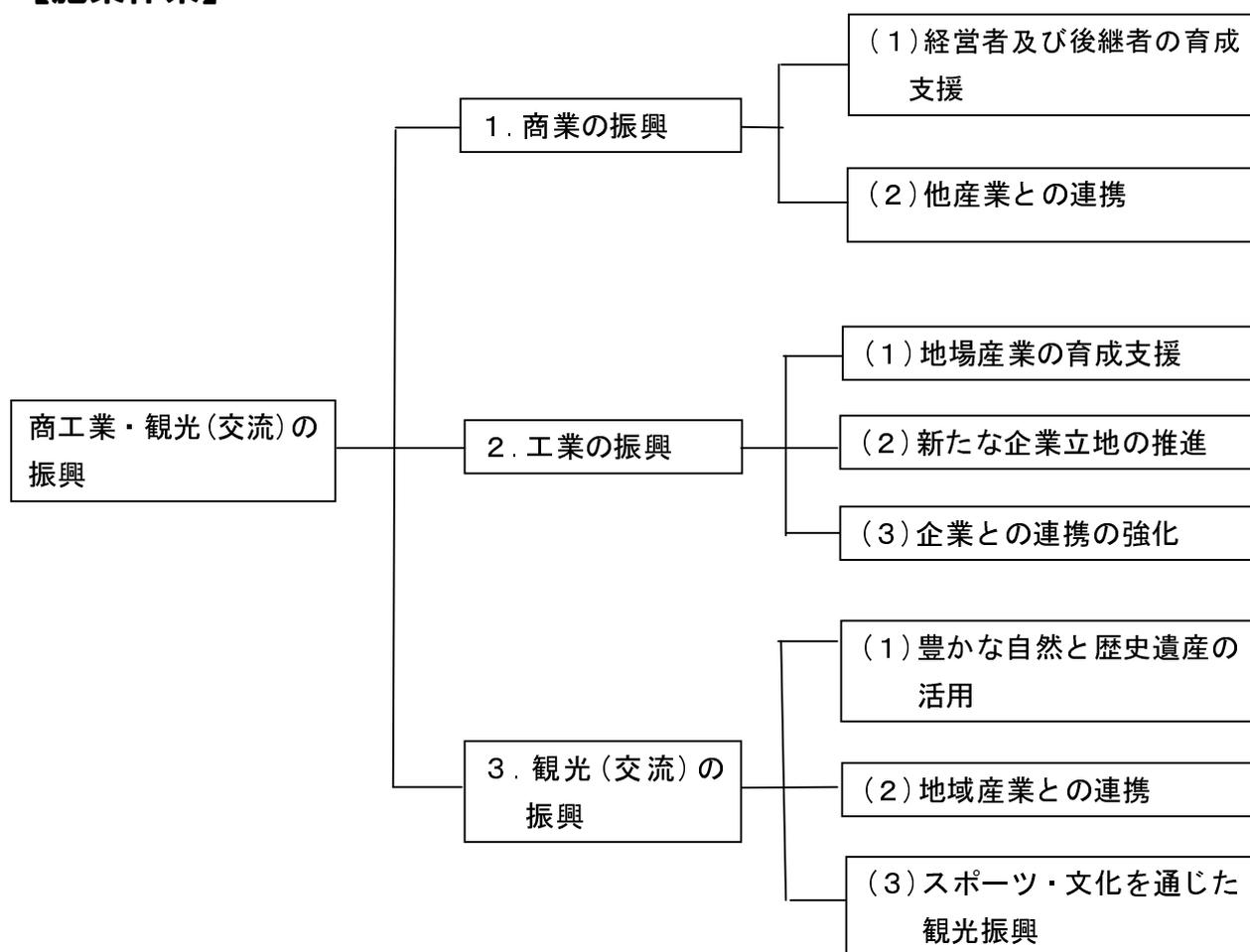
本町の商業の活性化には、商工会と連携して、多様化する消費者ニーズに即して、商店主に対する経営改善や創業支援、後継者の育成等、地域に密着した商業の振興や、農業をはじめとする他産業との連携による振興を進めます。

一方、町内の工業については、豊かな水資源や南紀白浜空港、近畿自動車道紀勢線の南伸による立地特性を活かして、地域と共生する企業や研究所、訓練機関の立地促進と、既存工業の基盤強化や企業活力の向上を目指します。

観光については、豊かな自然や歴史遺産、スポーツ施設、文化施設を活用した『交流』をキーワードにした観光振興に努めます。

また、心の癒しを求める人々のニーズを追及するには、町民一丸となった、おもてなしの精神を前面に出していくことが大切であり、リピーター誘致を目指した観光産業を担う人材の育成に努めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 商業の振興

(1) 経営者及び後継者の育成支援

- 商工会等と連携し、商業の強化と安定のために、商業経営者及び後継者に対する経営指導や経営改善、知的創造活動の促進、情報通信を活用した商業をはじめ、商業に関する様々な情報提供と研修などの充実を図ります。
- 一般的な商工業における起業をはじめ、コミュニティビジネスやエコビジネス起業等への情報提供や創業支援等について、積極的に進めます。

(2) 他産業との連携

- 梅やみかんといった果樹をはじめ、農業等の他産業（農商工）の連携により、農産物等を素材とした特産品やその他新商品の開発、新規販路の拡大を促進し、新たな商業展開を目指します。

2. 工業の振興

(1) 地場産業の育成支援

- 経営の近代化や生産性、経営能力の向上を目指して、商工会等と連携し、企業間の同業種及び異業種交流を促進し、相互の体質強化と組織の充実を目指します。

(2) 新たな企業立地の推進

- 製造業や流通業をはじめ、様々な業種における新たな企業立地を図り、次世代を担う技術者の確保と育成に向けて、企業等との連携を強化し、労働者の定住化、地元雇用の促進に努めます。

(3) 企業との連携の強化

- 企業が有する技術や情報、人材などを行政運営に活かすために、企業との連携の強化を促します。

また、行政として企業のPR等について支援を行い、良好な関係構築に努めます。

3. 観光(交流)の振興

(1) 豊かな自然と歴史遺産の活用

- 豊かな自然や熊野古道の三王子跡（八上王子・稲葉根王子・一瀬王子）、救馬溪観音、興禅寺（だるま寺）などの歴史遺産のPRを強化して、観光協会や町内における商工業者等との連携も含めて、観光機能の推進の強化を図ります。

(2) 地域産業との連携

- 農業者や農業協同組合、商工会等との連携を深め、みかんや梅など地場産品等を活用した特産品の販売増進や農家民泊、体験農業等の推進といった観光機能の強化を図ります。

(3) スポーツ・文化を通じた観光振興

- 上富田スポーツセンターをはじめ、民間のゴルフ場やゴルフ練習場、上富田文化会館等を活用して、官民協働によるスポーツや文化芸術に関する合宿の誘致及びマラソン大会などのイベントを推進することで、町民の意識の高揚を促すとともに経済波及効果・町のイメージアップを目指します。

第6節 定住の促進

【現況と課題】

少子高齢化社会が急激に進展するとともに、人口減少社会が現実のものとなりつつあります。

本町では、若者の流出、生産年齢層の減少が顕著になっており、若者世代のニーズを把握した定住環境施策の推進が必要です。

定住環境とは、「住宅」だけではなく、「道路や公園」、「上・下水道」さらには「職場づくり」とも関係しており、総合的かつ長期の計画が必要です。

また、日本の企業社会は大きな転換期に立っており、かつてのような企業誘致は難しくなっています。

今後の経済動向等を見極めながら、効果的な失業対策を打ち出し、雇用の安定に努める必要があります。

本町の基幹産業である農業については、農家の高齢化、担い手不足等により遊休農地の増加や農業の活力の低下を招いています。今後、生産基盤の整備、生産体制強化などの農業の体質強化や、安全、安心な農産物の提供、新たなブランドづくりの展開なども進めていかなければなりません。

【基本方針】

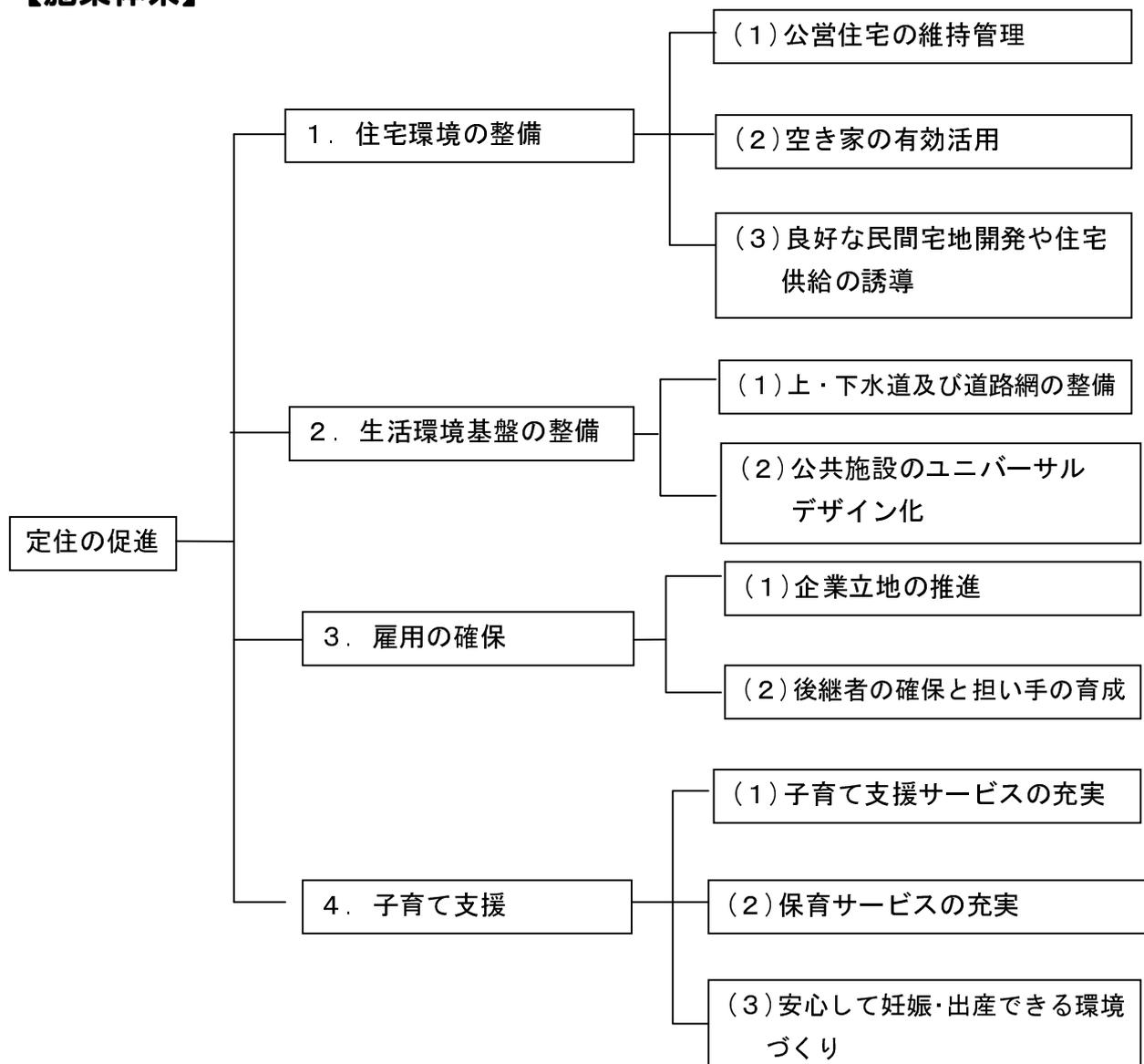
公営住宅の整備や若年世代にとって魅力ある新たな住宅、宅地の供給を図るなど、定住化を促進していきます。

また、快適な定住環境づくりを進めていくため、身近な生活道路の整備や上・下水道等の生活環境基盤の整備、公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

求人情報などの収集や提供体制を充実させることにより、多種多様な雇用機会の拡大に努めるとともに、子育て、介護環境の整備とともに企業立地を図り、雇用の確保に努めます。

農業の後継者確保や担い手の育成、雇用対策の充実により、若者の定住促進を図ります。

【施策体系】



【施策内容】

1. 住宅環境の整備

(1) 公営住宅の維持管理

- 安全で健康的な住環境の確保と定住化を促進するため、公営住宅の維持管理に努めます。
- 住宅困窮者の生活安定と福祉の向上を目的に、雇用促進住宅の管理運営に努めます。

(2) 空き家の有効活用

- 空き家情報の収集とともに、住宅情報の一元化を図り、積極的な情報発信を行います。

- 空き家の有効利用のため、住宅利用のみならず、交流施設等多様な利用についても検討します。

(3) 良好な民間宅地開発や住宅供給の誘導

- 定住人口を増やすために、良好で質の高い民間宅地開発や住宅供給事業の誘導を図ります。

2. 生活環境基盤の整備

(1) 上・下水道及び道路網の整備

- 上水道については、老朽管を計画的に更新し、より安全な水を安定的に供給するための施設整備に努めます。
- 下水道の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努め、生活環境の向上と放流河川の水質保全を図り、町民生活の利便性を高めていきます。
- 安全で利便性の高い道路網の整備を推進します。

(2) 公共施設のユニバーサルデザイン化

- 公共施設等をすべての人が、利用、移動しやすくするため、段差等のバリアを解消し、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

3. 雇用の確保

(1) 企業立地の推進

- 誘致企業や地元企業の要望などに、的確に応える情報収集と発信体制を拡充するとともに、上富田町知的創造活動促進条例や上富田町事業所等立地促進要綱に基づき、企業立地に向けた優遇策の拡充強化と関連産業の育成及び誘致に取り組みます。
- 既存誘致企業へのフォローアップ強化と、誘致企業が必要とする人材確保のための環境づくりに努めます。

(2) 後継者の確保と担い手の育成

- 人材育成こそ、地域産業振興の究極のテーマであり、職業訓練体制の充実や研修環境づくりに取り組みます。
- 若者をはじめ地域の担い手の定住を促進するための対策を総合的に実施していくことで、農林業や商工業など地域の産業や生活機能を担う人材の確保等に努めます。

4. 子育て支援

(1) 子育て支援サービスの充実

- すべての町民が、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指すため、地域におけ

る様々な子育て支援サービスの充実と子育て情報の発信を推進します。

(2) 保育サービスの充実

- 延長保育や休日保育、一時保育等、保育ニーズに対応した保育サービスに努めます。

(3) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 妊娠・出産期を通じて、母と子の健康が確保されるよう健康相談や健康診査、保健指導等を充実していきます。
- 女性、男性を問わず、すべての人が育児に参加でき、育児の喜びを分かち合えるように、多様な働き方等の実現を進めます。

第7節 効率的な行財政の展開と町民との協働

【現況と課題】

国、地方の厳しい財政状況の改善と従来型の国の施策に基づく全国一律の行政運営を改め、地方の特色を活かした独自のまちづくりを展開できる体制をつくるため、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、国は、「三位一体の改革」の名のもと地方交付税制度の見直しや国庫補助負担金などの廃止・縮小、地方への権限と税源の移譲を含めた配分の見直しを進めてきました。

今後も、地方分権に向かう流れはさらに加速していくものと予想され、分権の受け皿として、少子高齢化の進展や高度情報化、国際化、地球環境問題など、地方を取り巻く社会経済情勢の変化と、町民の地方行政に対するニーズの複雑、多様化に対応できる体制づくりが求められています。

こうした中で、本町においては、地域経済が低迷する中、自主財源の要である税収の確保に努めているものの、地方交付税や国庫補助負担金の見直しなどにより、財源不足が深刻な問題となっています。

一方、歳出面では、事務事業の見直しや効率化を図るなど、歳出抑制に一定の成果を上げているものの、社会保障費等の義務的経費の増加や新たな行政需要などへの対応で大変厳しい状況が続くものと予想されます。

地方分権の時代に対応した高度な行政運営能力と、強固な財政基盤を確立していくため、本町では、平成10年に行政改革大綱を策定し、多様化する行政需要に対応できる行財政の確立を目標に行政改革を行い、一定の成果を挙げてきました。

さらに、これまでの行政改革のみならず財政と一体となった行財政改革に取り組み、効率的で生産性の高い行財政運営を行うため、行政改革大綱を全面的に見直し、平成19年5月に新たに上富田町行財政改革大綱を策定し、行財政改革に取り組んでいます。

また、協働のまちづくりを進めるにあたっては、町民の積極的な参加を促進し、町民の創意と工夫をまちづくりに活かすことが大切です。

町行政からの情報発信については、広報紙「広報かみとんだ」の充実が不可欠であり、読みやすい紙面づくりを目指すとともに、本町のホームページの活用にも積極的に取り組んでいます。さらに、情報化社会に対応した情報発信手段等の高度化に努めるとともに、町民が親しみやすい広報活動を進めています。

広聴活動では、町民に密着した行政サービスや、特色ある地域づくりを進めていくために、多くの町民の声を聞くことが大切であり、町民各層の意見や町民の声を把握し、町政への反映に努めるなど、今後も多様化する町民ニーズに合わせ、広報広聴機能を充実することが必要です。

さらに、個人情報保護を図りながら、本町の行政施策等に関する情報の公開に努めることにより、公正で透明な行政を推進し、町民による町政への参加を進めていく必要があります。

町民と行政が、共通する目的の達成に向けて、お互いの特性が活かされるよう役割

分担を明確にした上で、対等なパートナーとして地域におけるサービスの向上を進めることが重要です。こうした協働のまちづくりの一環として既に取り組みられている行政への町民参画活動、町内会等による活動、各種ボランティア活動等を促進、または支援してきました。

今後は、協働のまちづくりを具体的に推進し、町民と行政の役割を明確にし、協働に向けた体制の整備に努める必要があります。

また、全国的に町内会への未加入世帯の問題が生じており、本町においても年々増加傾向にあります。こうした連帯意識が希薄化傾向にある時代にあっては、地域コミュニティの核となる町内会の役割は益々重要となっています。

このような現状を踏まえ、今後も上富田町町内会連合会との連携を図りながら、町内会の加入促進を積極的に推進するとともに、さらなる住民自治の確立に努めていく必要があります。

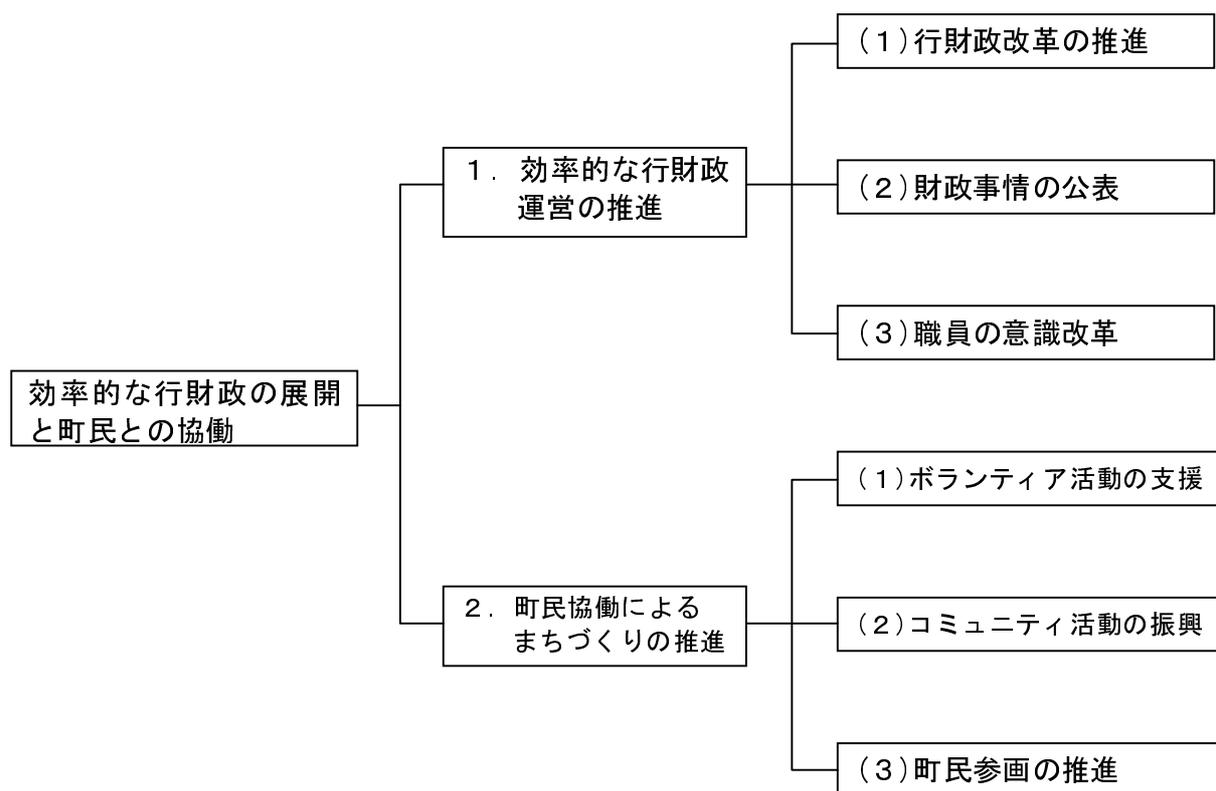
【基本方針】

上富田町行財政改革大綱に基づき、さらなる行財政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行財政運営を進めることにより、地方分権時代に対応した高度な行政運営能力と強固な財政基盤の確立を推進します。

また、本町の行政施策や事業等に関する情報の公開に努め、広報広聴機能を充実することで、町民と行政が情報を共有し、町民が積極的にまちづくり活動に参加できる機会や活動の場を広げます。そして、人と人や地域と地域の交流をさらに深め、町民一人ひとりの知識や経験がまちづくりに活かされるように進めます。

このことにより、町民がより心豊かに安心して快適に暮らせるまちづくりを推進することで、「**みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ**」を目指します。

【施策体系】



【施策内容】

1. 効率的な行財政運営の推進

(1) 行財政改革の推進

- 限られた財源の効率的な運用のため、事務事業の見直しや徹底したコスト削減を図り、自主財源の確保に努めます。
- 各種事業の推進にあたっては、交付金事業（補助金等）の活用や有利な地方債の活用など、効果的な財源確保を図ります。

(2) 財政事情の公表

- ホームページの充実や各種申請、届出のオンライン化等、情報化による行政サービスの充実に努めるとともに、個人情報保護のため適正な情報管理と情報セキュリティ対策を進めていきます。
- 行政運営の透明性と公平性を確保するため、常に情報の公開に努めるとともに、広く町民の意思を収集し、反映できる体制を構築します。

(3) 職員の意識改革

- 社会経済情勢の変化や行政需要の高度化と多様化に対応できる職員を育成するた

め、効率的で効果的な事務事業の推進や男女共同参画の考え方等、職員の意識改革を進めるとともに、経験年数や役職、職種に応じた研修を計画的に実施します。

- 職員の意欲、能力、実績を適切に評価する人事評価制度の構築に取り組みます。

2. 町民協働によるまちづくりの推進

(1) ボランティア活動の支援

- 各種ボランティア活動やNPO活動の財政的基盤確立のための制度、リーダーの育成事業などの支援方策を長期的視野で協議していきます。

(2) コミュニティ活動の振興

- 町内会等が、それぞれの特性を活かし、町民自らが考え、自らの手で特色ある地域づくりを進めるための制度の創設や、地域活動を支援する仕組みの構築等により、町民の地域に対する関心や自治意識を醸成します。

(3) 町民参画の推進

- 町民のまちづくり活動の参画を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定の際には、パブリックコメントやアンケート調査、町民提案の募集など多様な方法によって町民参画を図ることで、町民との協働によるまちづくりを進めます。

第8節 広域行政の推進

【現況と課題】

広域行政の取り組みについては、これまで、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町の1市4町による田辺周辺広域市町村圏組合が、休日急患診療所、紀南文化会館の運営や病院群輪番制の実施、ふるさと市町村圏基金を活用した地域づくり活動への支援、また、南紀みらい株式会社が、広域物産店等の集客力の向上を図っています。

さらに、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町との1市3町による公立紀南病院組合の運営や、ごみ処理やし尿処理、火葬場、老人福祉施設等の運営も周辺市町との連携により行っています。

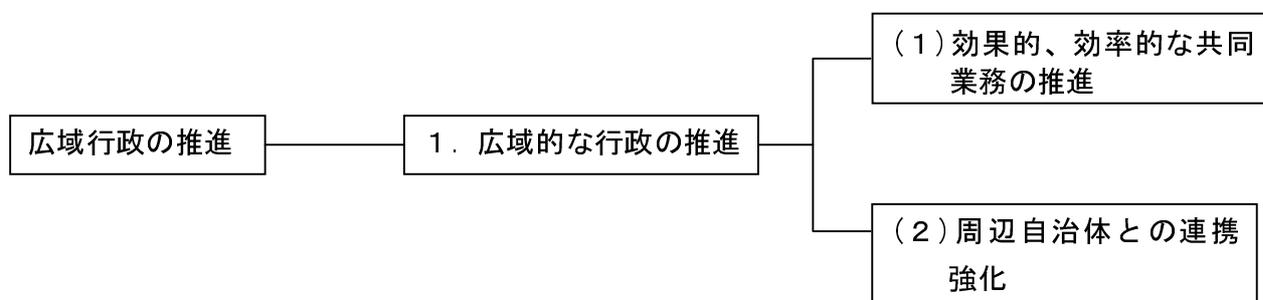
今後は、厳しい財政状況のもと、一部事務組合の運営のあり方を含めた広域行政全般について検討を行うことが必要です。特に、今後の新たな取り組みとして、みなべ町以南の地域における一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の建設等が課題となっています。

【基本方針】

田辺周辺広域市町村圏を中心に取り組んできた様々な広域行政事務については、時代の状況に応じた事務の再編を検討していくとともに、紀南地域における一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場の建設など、新たな課題への検討を進めます。

特に、観光面では、広域的な展開を図るために、県及び周辺市町村との連携を進めます。

【施策体系】



【施策内容】

1. 広域的な行政の推進

(1) 効果的、効率的な共同業務の推進

- ごみやし尿の処理など、一部事務組合によって処理している事務について、状況に対応した事務の再編と新たな共同処理の可能性を検討していくとともに、観光政策についても、広域行政で進めていきます。
- 紀南地域での一般廃棄物のごみ焼却処理施設整備を広域行政として進めます。

(2) 周辺自治体との連携強化

- 関西広域連合や道州制など、今後も進む地方行政の広域化と地方分権の流れに留意し、効率的な行政運営を図るため、周辺市町村との連携を密にし、事務事業の共同化をはじめ県下全域を見据えた事務事業の執行に取り組みます。
- 周辺市町村との間で一部事務組合以外において、委託若しくは受託している事務事業について、社会情勢の変化に合わせた見直しを図ります。